

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件 名	令和 8 年 9 月教育委員会定例会
3	概 要	1 開催日時 令和 8 年 9 月 2 5 日（金曜日）午後 1 時 3 1 分～午後 3 時 2 6 分 2 開催場所 守谷市役所 庁議室 3 教育長及び各委員の出欠状況 5 名出席（奈幡正教育長、河原健教育長職務代理者、椎名和良委員、 辺見芳宏委員、石丸美紀委員） 4 説明のための職員出席者等（職員数 7 名） 教育部長 小林 伸稔 教育部参事 直井 健治 次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 染谷 真人 教育指導課長 鈴木 優子 給食センター長 松井 貫太 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課、教育指導課） 3 名 5 傍聴人 なし 6 議題 【議決事項】 （議決） （1）議案第 3 8 号 守谷市立学校教職員のハラスメント防止及び対応に関する指針の一部改正について （2）議案第 3 9 号 守谷市立学校教職員のハラスメント防止に関する要綱の一部改正について （3）議案第 4 0 号 守谷市学びの多様化学校基本方針（案）の決定及びパブリック・コメントの実施について 【協議事項】 （1）協議第 1 0 号 第五次守谷市子ども活動推進計画の策定について 【報告事項】 （1）報告第 8 号 令和 8 年度ハラスメント対策委員会の調査結果 （2）報告第 9 号 令和 8 年度守谷市議会 9 月定例会月議会について（教育委員会関連分） 【その他】 なし

4 今後の状況	次回の定例教育委員会は、令和8年10月26日（月曜日）午後1時30分から開催予定
---------	--

令和8年9月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和8年9月25日（金）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 庁議室

令和8年9月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和8年9月25日（金）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 庁議室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

- | | | |
|-----|------|--|
| 議案第 | 38 号 | 守谷市立学校教職員のハラスメント防止及び対応に関する指針の一部改正について |
| 議案第 | 39 号 | 守谷市立学校教職員のハラスメント防止に関する要綱の一部改正について |
| 議案第 | 40 号 | 守谷市学びの多様化学校基本方針（案）の決定及びパブリック・コメントの実施について |

4 協議事項

- | | | |
|-----|------|--------------------------|
| 協議第 | 10 号 | 第五次守谷市子ども読書活動推進計画の策定について |
|-----|------|--------------------------|

5 報告事項

- | | | |
|-----|-----|---------------------------------|
| 報告第 | 8 号 | 令和8年度ハラスメント対策委員会の調査結果について |
| 報告第 | 9 号 | 令和8年度守谷市議会9月定例月議会について（教育委員会関連分） |

6 その他

議案第38号

守谷市立学校教職員のハラスメント防止及び対応に関する指針の一部改正について

守谷市立学校教職員のハラスメント防止及び対応に関する指針の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年9月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和8年9月25日 原案 決

提案理由

本案は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）の改正により、令和8年10月からカスタマーハラスメント対策が義務付けられるため、指針の一部を改正するものです。

議案	頁数
38号	1

守谷市立学校教職員のハラスメント防止及び対応に関する指針

～ハラスメントのない快適な職場環境に向けて～

守谷市教育委員会

令和8年10月改訂

議案	頁数
88号	2

I はじめに

ハラスメントは、教職員の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、教職員の勤務意欲を減退させたり、その適切な能力の発揮を妨げるほか、ハラスメントが起きた職場だけでなく、組織全体の士気や能率の低下につながるなど、職場環境に大きな影響を及ぼすものです。

そこで、本市教育委員会は、ハラスメントを発生させない、許さないことを基本とし、教職員一人ひとりの尊厳や人格が尊重される職場づくりに取り組んでいくため、ハラスメントの防止及び発生時の対応について規定した本指針を策定します。

教職員一人ひとりがハラスメントとは何かを認識し、全ての教職員の人格を尊重し、互いに助け合うことで、教職員全員がいきいきと教育活動に取り組める、働きがいのある職場づくりを推進していきます。

II ハラスメントのない快適な職場環境づくりのための基本的な心構え

全ての教職員は、本指針の理解に努めるとともに、普段から次の事項について、十分認識しなければなりません。

- (1) 同じ職場で働く教職員一人ひとりの人格を尊重し、教職員が気持ちよく勤務できる職場づくりに努めること。
- (2) 職場からハラスメント問題の加害者や被害者を出さないようにするため、常に周囲に対し気配りをし、ハラスメントとみられる言動があった場合には、職場の上司・同僚として注意を促すこと。
- (3) カスタマーハラスメントの防止及び対応の前提として、学校における保護者や地域住民等との関係は、共に児童生徒等の健やかな成長を支えるパートナーである点にその特徴があり、日頃から十分なコミュニケーションを図るとともに、意見、要望、相談等には誠実に向き合い、信頼関係を築いていくこと。
- (4) 職場内でハラスメントに関して問題提起する職員を、いわゆるトラブルメーカーとして見なしたり、ハラスメント問題を当事者間の個人的な問題として捉えないこと。
- (5) ハラスメント被害を受けていること見聞きした場合は、声を掛け相談にのったり、相談窓口への相談を勧めること。

III パワーハラスメント

1 パワーハラスメントの定義

職場におけるパワーハラスメントとは

- ア 職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、
- イ 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ウ 教職員の就業環境が害されるもの

であり、アからウまでの3つの要素を満たすものを言います。

なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しません。

●優越的な関係を背景とした言動とは

業務を遂行するにあたって、当該言動を受ける教職員が、行為とされる者（以下「行為者」という。）に対して、抵抗や拒絶することができない蓋然性の高い関係を背景として行われるものを言います。

〔具体例〕

- ・職務上の上位者による言動
- ・同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの。
- ・同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの。

●業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動とは

社会通念に照らし、当該言動が明らかに業務上必要性がない、またその態様が相当でないものを言います。

〔具体例〕

- ・業務上明らかに必要性のない言動
- ・事務の目的を大きく逸脱した言動
- ・業務を遂行するための手段として不適当な言動
- ・行為の回数、行為者の数等、その態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える言動

●就労環境が害されるとは

当該言動により、教職員が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、教職員の就労環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、教職員が就労する上で看過できない程度の支障が生じることを言います。

この判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」、すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就労する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうかを基準とすることが適当です。

なお、当該言動の頻度や継続性は考慮するものの、強い身体的又は精神的苦痛を与える態様の言動の場合は、1回の言動でも、当該教職員が就業する上で看過できない程度の支障が生じ、就業環境を害する場合があります。ことに留意が必要です。

2 教職員の心構え

教職員は、パワーハラスメントに関する次の事項について十分認識しなければなりません。

- (1) パワーハラスメントは、教職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、教職員の人格若しくは尊厳を害し、又は教職員の勤務環境を害するものであることを十分理解すること。
- (2) パワーハラスメントは、人によって受け止め方が異なるので、受け止める相手の立場に立った判断が重要であること。
具体的には、次の点について注意する必要がある。
 - ① 指導のつもりであっても、指導方法によっては相手を傷つけてしまうことがあるため、相手の性格や能力を十分見極めた上で指導を行うこと。
また、言動の受け止め方は世代や個人によって異なる可能性があることに留意する必要がある。
 - ② ロが悪いのは愛情の裏返し、毒舌も個性などと思いつままないこと。
 - ③ 相手と良好な人間関係が形成されているので、この程度でパワハラと思われるわけがないと勝手に思いつままないこと。
- (3) パワーハラスメントに当たるか否かについて、相手から明確な意思表示（拒否、講義等）があるとは限らないこと。
- (4) パワーハラスメントは、職員個人間の問題ではなく、教職員の勤務環境を悪化させる職場の問題として認識すること。
- (5) パワーハラスメントは、上司から部下に対するものだけではなく、同僚同士、部下から上司等の場合も起こりうるので注意すること。
- (6) 児童生徒や保護者、地域住民等教職員以外の者に対しても、パワーハラスメントに類する言動を行わないこと。

3 パワーハラスメントになり得る言動

代表的な言動の類型	該当すると考えられる言動など
身体的な攻撃 (暴行・傷害)	・相手の身体を殴る、蹴る。 ・相手に物を投げつける。 ・書類で頭をたたく。

精神的な攻撃 （脅迫、名誉棄損、侮辱、ひどい言動）	・ 人格を否定するような言動を浴びせる。 ・ 立たせたまま長時間叱責し続ける。 ・ 他の職員の面前で大声での威圧的な叱責を繰り返し行う。 ・ 相手の能力を否定し、罵倒するような内容の電子メール等を複数の教職員宛てに送信する。 ・ 改善点を具体的に指示することなく、何日間にもわたって繰り返し文書の書き直しを命じる。
人間関係からの切り離し （隔離・仲間外し、無視）	・ 自身の意に沿わない教職員に対して、仕事を外し、長時間にわたり個室に隔離したり、自宅研修させたりする。 ・ 1人の教職員に対して同僚が無視をし、職場で孤立させる。
過大な要求 （業務上明らかに不要なことや職務遂行上不可能な強制・仕事の妨害）	・ 長期間にわたる肉体的苦痛を伴う過酷な環境下での勤務に直接関係のない作業を命じる。 ・ 経験の乏しい新任や若年の教職員に対し、十分な研修や支援を行わないまま到底対応できないレベルの成果を求め、達成できなかったことに対し厳しく叱責する。 ・ これまで分担して行ってきた大量の業務を経験の浅い教職員に全部押しつけ、期限内に全て処理するよう厳命する。 ・ 緊急性がないにも関わらず、理不尽な期限設定や大量の業務分担により繰り返し時間外に勤務しなければならないよう強いる。 ・ 教職員に業務とは関係のない私的な雑用の処理を強制的に行わせる。
過少な要求 （業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）	・ 雑用しかさせないなど、経験や職責に応じた仕事を与えない。 ・ 気に入らない教職員に対して嫌がらせのために仕事を与えない。 ・ 理由もなく仕事を取り上げる。
個の侵害 （私的なことに過度に立ち入ること）	・ 緊急の業務ではないのに、休日や深夜に連絡を入れる。 ・ 飲み会等の親睦行事に強制的に参加させたり、飲酒を強要する。また、付き合いを断ったときに業務上で嫌がらせをする。 ・ 教職員の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該教職員の了解を得ずに他の教職員に暴露する。

*指導とパワーハラスメントとの違い

業務上の指導とパワーハラスメントとの判断基準は、それが業務上必要な指導の範囲を超えた「嫌がらせ」行為に該当するか否かです。

業務を遂行するために、上司や同僚から時には叱責を受けることもありますが、その叱責が適切な指導の範囲内であり、客観的に見て「嫌がらせ」行為と言えなければ、パワーハラスメントには該当しません。また、受け手の気持ちだけが判断基準でない点が、セクシュアルハラスメントと異なる点です。

一方、指導とは名ばかりの言葉や態度で、精神的に苦痛を与えるものは、パワハラに該当すると考えられます。

IV セクシャルハラスメント

1 セクシャルハラスメントの定義

職員が、その職場に関係する他の者（他の職員、児童生徒及びその保護者等）を不快にさせる性的な言動で、性的な言動とは性的な関心や欲求に基づく言動を言い、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動や、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）や性自認（自己の性別に関する認識）に関する偏見に基づく言動も含まれます。

2 教職員の心構え

教職員は、次の事項について十分認識しなければなりません。

(1) 教職員一人ひとりが次の事項の重要性について十分認識する必要がある。

- ① お互いの人格を尊重し合うこと。
- ② お互いが大切なパートナーであるという意識を持つこと。
- ③ 相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識をなくすこと。
- ④ 性別による優劣の意識をなくすこと。

(2) 性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間で差があり、セクシュアルハラスメントに当たるか否かは、相手の判断が重要である。

- ① 親しさを表すつもりの方の言動でも、本人の意図とは関係なく不快にさせてしまう場合があること。
- ② 不快に感じるか否かは個人差があること。
- ③ この程度のことなら相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。
- ④ 相手との良好な人間関係ができていると勝手に思い込みをしないこと。

(3) 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合は、同じ言動を決して繰り返さないこと。

(4) セクシュアルハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意志表示があるとは限らないこと。

セクシュアルハラスメントを受けた者が、職場の人間関係を考え、拒否することができないほど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らないことを十分認識する必要がある。

(5) 職場におけるセクシュアルハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。

例えば、職場の人間関係がそのまま持続する歓迎会の酒席のような場において、教職員が他の職員にセクシュアルハラスメントを行うことは、職場の人間関係を損ない勤務環境を害する恐れがあることから、勤務時間外におけるセクシュアルハラスメントについても十分注意する必要がある。

(6) 教職員間だけでなく、児童生徒や保護者、地域住民など職員がその職務に従事する際に接することとなる職員以外の者との関係にも注意が必要である。

児童生徒へのセクシュアルハラスメントは、児童生徒の心身の健康に重大な影響を及ぼし、教育環境を著しく害することを十分認識すること。

3 セクシュアルハラスメントになり得る言動

基本的に、相手が不快に感じるか否かによって判断されます。

【職場内外で起きやすいもの】

区 分	なりえる言動等
性的な内容の発言	●性的な関心、欲求に基づくもの ・スリーサイズを聴くなど身体的特徴を話題にすること。 ・聞くに耐えない卑猥な冗談を交わすこと。 ・体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」、「もう更年期か」などと言うこと。 ・性的な経験や性生活について質問すること。 ・性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象とすること。 ●性別により差別しようとする意識等に基づくもの ・「男性のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」、「女性は職場の花でありさえすればいい」などと発言すること。 ・「男の子、女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」など人格を認めないような呼び方をすること。 ・性的指向や性自認をからかいやいじめの対象としたり、性的指向や性自認を本人の承諾なしに第三者に漏らしたりすること。

性的な行動	●性的な関心、欲求に基づくもの ・ヌードポスター等を職場に貼ること。 ・雑誌等の卑猥な写真、記事等をわざと見せたり、読んだりすること。 ・身体を内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙・Eメールを送ること。 ・身体に不必要に接触すること。 ・浴室や更衣室等をのぞき見すること。 ●性別により差別しようとする意識等に基づくもの ・女性であるというだけで、職場でお茶くみや掃除、私用等を強要すること。
-------	--

【主に職場外において起こるもの】

●性的な関心、欲求に基づくもの ・性的な関係を強要すること。 ●性別により差別しようとする意識等に基づくもの ・カラオケでデュエットを強要すること ・酒席で、特定の者の側に座席を指定したり、お酌やチークダンス等を強要すること。

V 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント

1 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの定義

(1) 妊娠、出産又は育児に関するハラスメント

次に掲げる妊娠、出産又は育児に関する言動により当該教職員の職場環境が害されること。

ア 妊娠したこと。

イ 出産したこと。

ウ 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと。

エ 不妊治療に関すること

オ 職員に対する妊娠、出産又は育児に関する制度又は措置の利用に関すること。

(2) 介護に関するハラスメント

教職員に対する介護休業等、その家族の介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該教職員の職場環境が害されること。

2 教職員の心構え

教職員は、次の事項について十分認識しなければなりません。

- ① 妊娠、出産、育児又は介護（不妊治療含む）は、ライフステージに応じて全ての人が直面する可能性があることを認識し、男女ともに仕事と両立させるための制度又は措置が利用できることを認識する。
- ② 妊娠、出産、育児又は介護（不妊治療含む）に関する否定的な言動は、ハラスメントの原因やその背景となることを理解する。

3 ハラスメントになり得る言動

区分	なり得る言動等
制度利用への嫌がらせ	・産前休暇の取得を上司に相談したところ、「事務手続が面倒なんだよな」と言われた。 ・育児休業の取得を上司に相談したところ、「代わりの教員を自分で探してこいよ」と言われた。 ・「男のくせに育児休業をとるなんてありえない」と言う。 ・「自分なら介護休暇は取得しない。あなたもそうすべき」と言う。 ・「時間外勤務の制限をしている人に、たいした仕事はさせられない」と言う。

	・「短時間勤務をしているなんて周りを考えていない。迷惑だ」と言う。
状態への嫌がらせ	・妊娠した女性職員に対し「あなたの仕事をカバーするのが大変だ」と言う。 ・「妊婦はいつ休むかわからないから仕事は任せられない」と言う。 ・「妊娠するなら忙しい時期を避けるべきだ」と言う。

Ⅵ カスタマーハラスメント

1 カスタマーハラスメントの定義

職場等（※１）におけるカスタマーハラスメントとは

ア 職場において行われる保護者や地域住民等の言動であって、

イ 教職員（※２）が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、

ウ 教職員の就業環境が害されるもの

であり、アからウまでの３つの要素を満たすものが対象となる言動となります。

対象となる言動には、学校等において対面で行われるもののみならず、電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

なお、保護者や地域住民等からの意見・苦情等の全てが対象の言動に該当するわけではありません。社会通念上許容される範囲で行われたものは、職場におけるカスタマーハラスメントには該当しません。

さらに、障がいのある保護者や地域住民等から教職員に対して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）で規定されている不当な差別的取扱いをしないよう求めることや、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思を表明すること自体は、「保護者等の社会通念上許容される範囲を超えた言動」には当たりません。

※１ 「職場等」とは、教職員が業務を遂行する職場を指し、当該教職員が通常就業している学校以外の場所であっても、当該教職員が業務を遂行する場所については、これに含まれます（例：部活動等での引率先、家庭訪問時の児童生徒等の自宅等）。

※２ 「教職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、栄養教諭、講師等に加え、事務職員、学校栄養職員、介護補助員、用務員、給食配膳員、教員業務支援員その他の学校の運営を支える全ての職員を含みます。ボランティア等の雇用関係にない者であっても、広く学校運営を支える関係者は同様に保護することが大切です。

2 対象となる言動の判断基準

社会通念上許容される範囲を超えた言動かどうかの判断に当たっては、様々な要素を総合的に考慮しなければなりません。

対象となるのは、暴力・脅迫といった行為だけではありません。社会通念上許容される範囲を超え、教職員に過度な負担や心理的圧迫を与える行為が対象となります。

〔判断ポイントその１〕

●保護者や地域住民等の言動が社会通念上許容される範囲を超えるかどうか

言動の目的、当該言動が行われた経緯や状況、当該言動の態様・頻度・継続性、教職員の心身の状況、当該言動の行為者との関係性などに注目し、総合的に「社会通念上許容される範囲を超えるか」を判断する必要があります。その際、社会通念上許容される範囲を超えるかどうかの判断に当たっては、市教育委員会又は教職員の側の不適切な対応が当該言動の原因や背景となっている場合があることにも留意する必要があります。

社会通念上許容される範囲を超えた言動の典型的な例としては、次のものがありますが、個別の事案の状況等によって判断が異なる場合もあり得ること、また、次に掲げるものは限定列挙ではないことに十分留意することが必要です。

典型的な言動の例	該当すると考えられる言動など
そもそも要求に理由がない 又は学校における教育活動 と全く関係のない要求	・性的な要求をすること。 ・教職員の家庭や私生活に関する要求をすること。
学校の教育活動及び学校 運営の範囲を著しく超える 対応を求めるもの	・児童生徒等の学校外での行動や公園での遊び方などに対する監視を要求すること。 ・明らかに学校の責務とは言えない要求をすること（※１）。
対応が著しく困難又は対応 が不可能な要求	・修学旅行の費用について、不合理な減額や免除を求めること。 ・クラス替え（※２）や担任の変更・退職を求めること。
相当性を欠く賠償要求	・学校における教育活動と無関係である不当な賠償請求（※３）をすること。 ・成績の低下を理由に賠償請求をすること。
身体的な攻撃 （暴行、傷害等）	・殴る、蹴る、叩く等の暴行を行うこと。 ・物を投げつけること。 ・わざとぶつかること。 ・つばを吐きかけること。
精神的な攻撃 （脅迫、中傷、名誉毀損、 侮辱、暴言、土下座の強要 等）	・教職員を脅迫すること。（例：「SNS上に悪評を投稿するぞ」「自宅に行くぞ」など危害をほのめかす発言） ・SNS等へ教職員のプライバシーに係る情報の投稿等をする
威圧的な言動	・大きな声をあげて教職員や周囲を威嚇・威圧すること。 ・声を荒らげ、執拗に責め立て、高圧的に自らの要求を主張すること。
継続的、執拗な言動	・何度も電話し要求を繰り返したり、家庭訪問を何度も要求したりすること。 ・同様の質問を執拗に繰り返し、文書等での回答を強要すること。 ・同様の電子メール等を執拗に繰り返し送りつけること。 ・勤務時間外や教職員の自宅を訪れて謝罪等を強要すること。
拘束的な言動	・長時間にわたる校内での居座りにより、教職員の業務を妨げること。 ・頻繁に長時間の電話を掛けて教職員を拘束すること。 ・校内施設からの不退去や不当な居座りをする

※１ 例えば、家庭内の問題の解決の要求や、個人的な物品の購入依頼などが該当します。ここで言う、「個人的な物品の購入依頼」とは、例えば特定の児童生徒等のためだけの物品購入要求（当該生徒専用のタブレットケースを学校で買うように求める）、私的な贈与に近い要求（誕生日プレゼントの要求）などが考えられます

※２ いじめが背景にある場合は、事実確認をしたうえで、適切に対応することが必要です。

※３ 国家賠償法（昭和２２年法律第１２５号）に基づく市に対する賠償請求を含みます。

〔判断ポイントその２〕

●教職員の就業環境が害されるかどうか

この判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」、すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就労する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうかを基準とすることが適当です。

なお、当該言動の頻度や継続性は考慮するものの、強い身体的又は精神的苦痛を与える態様の言動の場合は、１回の言動でも、当該教職員が就業する上で看過できない程度の支障が生じ、就業環境を害する場合があります。ことに留意が必要です。

議案	頁数
38号	9

Ⅶ 職員の責務等

1 学校長等（副校長及び教頭含む）の責務

- (1) 学校長等は、ハラスメントに対する正しい知識を持ち、自らの言動や教職員の言動に十分注意を払い、日頃から教職員間のコミュニケーションが図られているか、ハラスメントが起きていないかなど、職場の状況に目を配り、良好な職場環境づくりに努め、ハラスメントの未然防止と早期発見に努めます。
- (2) 様々な機会を捉えて教職員に本指針を周知し、職員の意識啓発に努めます。
- (3) 「保護者等の社会通念上許容される範囲を超えた言動」に起因する問題に対する関心と理解を深め、市教育委員会の講じるカスタマーハラスメントに関する措置に協力します。
- (4) ハラスメントに関する相談を受けたとき、又はハラスメントが起きている恐があることに気づいた場合は、自身の判断で対処せず、市教育委員会に報告・相談し、迅速かつ適切に対応します。
- (5) 相談者のプライバシーや名誉、人権を尊重するとともに、知り得た情報を厳守します。

2 教職員の責務等

- (1) 教職員一人ひとりがお互いの人権を尊重し、「この程度なら許される」、「相手との良好な関係ができてい」など勝手な憶測・思い込みをせず、他の教職員に対する言動に注意を払い、常に相手の立場にたった言動を心掛けます。
- (2) ハラスメントを見聞きした場合は、見て見ぬふりをせず、行為者に注意を促す、上司や相談員に連絡する、被害者に積極的に声を掛け、悩みを共有するなど、被害者の支援に取り組みます。
- (3) ハラスメントを受けていると感じたときは、職場の上司や同僚など、信頼できる人に相談したり、相談窓口を活用します。
- (4) ハラスメントによって、被害者は心身の健康を害する場合がある一方、行為者も懲戒処分等の対象になり得ることを理解します。
- (5) 「保護者等の社会通念上許容される範囲を超えた言動」に起因する問題に対する関心と理解を深め、市教育委員会及び学校長等の講じるカスタマーハラスメントに関する措置に協力します。

Ⅷ 苦情相談窓口及び対応フロー

教職員からのハラスメントに関する相談や苦情の申し出に対応するため、市教育委員会に相談員を配置します。

相談員は、相談を受けた場合、相談者及び行為者その他関係者から聴き取りを行い、発生したハラスメントの事実関係を迅速かつ正確に調査・記録し、その把握に努め記録を適正に保管します。また、相談員は事実関係の有無に関わらず記録した内容を、市教育委員会内のハラスメント対策委員会に報告します。

その他、学校長と必要な連絡調整を行い、公正で客観的な立場から相談者に対し指導・助言等を行うとともに関係者の名誉、人権等を不当に侵害しないよう、慎重かつ相応の配慮をもって調査等を行い、関係者のプライバシーを尊重し、知り得た秘密を厳守します。

(1) 相談窓口（市教育委員会内）

①電子メール ㊟soudan@city.moriya.ibaraki.jp

②電話 学校教育課内相談員 直通 0297(45)2195
教育指導課内相談員 直通 0297(45)2184

(2) ハラスメント対策委員会

相談員からのハラスメントに関する事案について、必要に応じて事実関係の調査、その対応措置の審議及び必要な指導等を行うため、市教育委員会内にハラスメント対策委員会を設置します。

(3) 被害者に対する措置

議案	頁数
38号	10

事実関係の確認の結果、ハラスメントの事実が確認できた場合は、茨城県教育委員会と協議し、その事案の内容や状況に応じて、被害者と加害者の関係改善に向けての支援や被害者と加害者を引き離すための対応、メンタル不調への相談対応等の措置を講ずるものとします。

(4) 加害者や管理監督者等への処分等

ハラスメントの事実が確認された場合、必要に応じて加害者やその管理監督者に対して、茨城県教育委員会から地方公務員法に基づく懲戒処分や注意指導等の措置が講じられます。また、特に悪質なカスタマーハラスメントの場合、必要に応じて警察や弁護士などの外部機関と連携して対処するものとします。

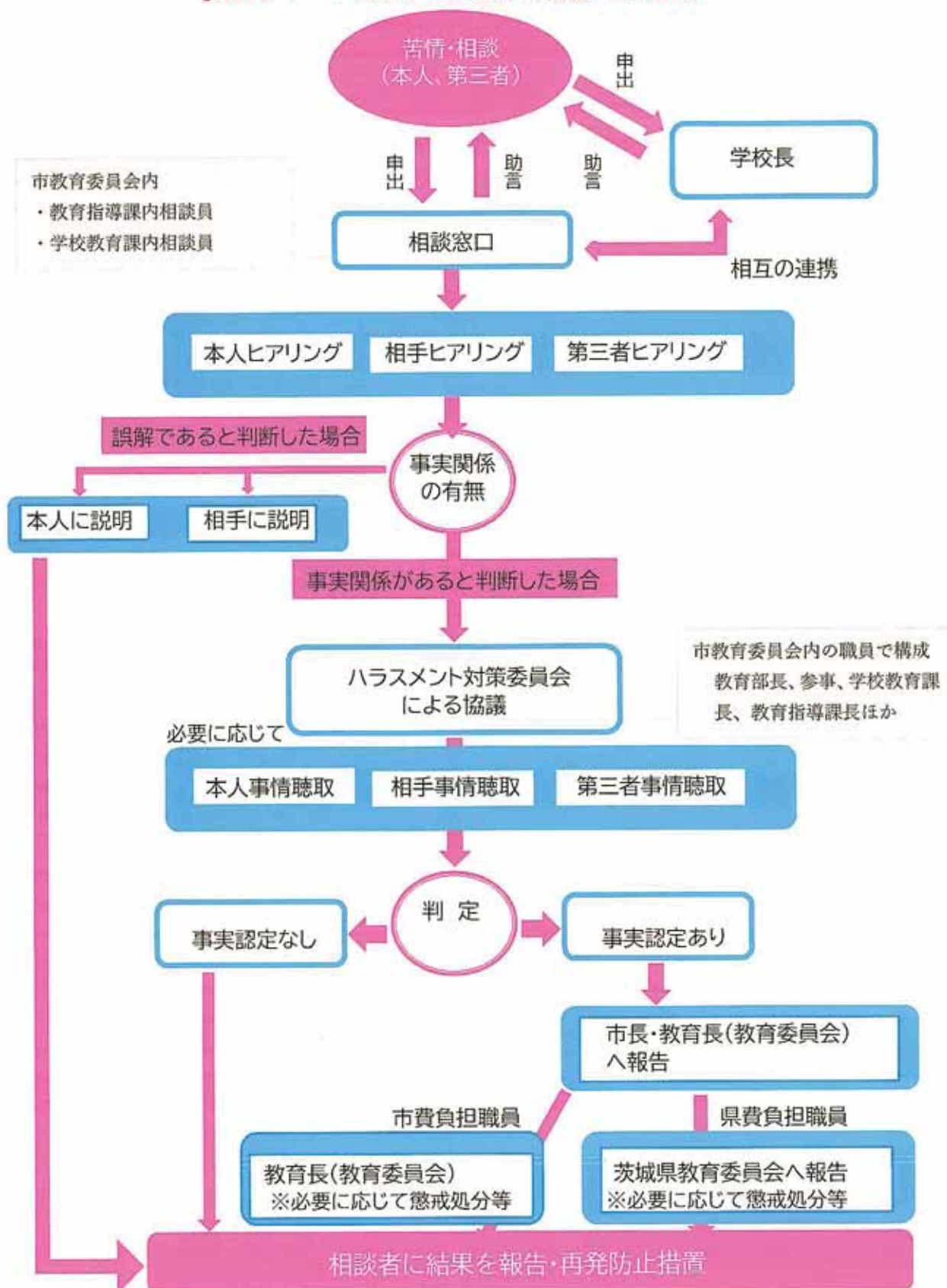
(5) ハラスメントの予防及び再発防止策の実施

職員を対象とした「ハラスメントに関するアンケート」を定期的の実施し、職場環境の実態把握と、ハラスメント防止策の検証を行います。

また、教職員の意識啓発を図るため、専門講師による研修等に取り組みます。

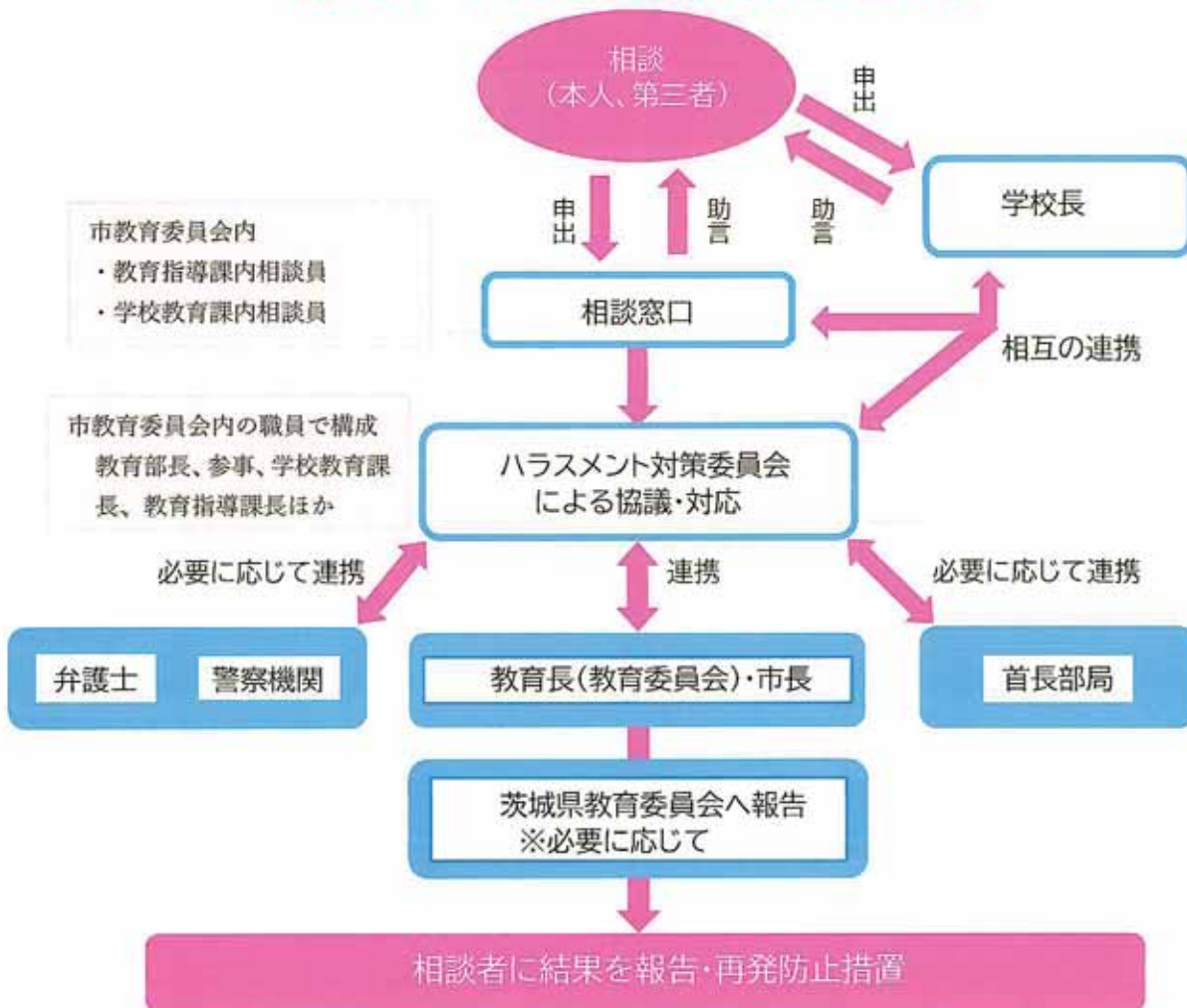
苦情相談への対応の流れ(フロー図①)

【カスタマー・ハラスメント以外の相談への対応】



苦情相談への対応の流れ(フロー図②)

【カスタマー・ハラスメントに関する相談への対応】



議案第 39 号

守谷市立学校教職員のハラスメント防止に関する要綱の一部改正について

守谷市立学校教職員のハラスメント防止に関する要綱（令和4年守谷市教育委員会訓令第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 9 月 25 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 奈 幡 正
令和 8 年 9 月 25 日 原案 決

提案理由

本案は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）の改正により、令和8年10月からカスタマーハラスメント対策が義務付けられるため、要綱の一部を改正するものです。

議 案	頁 数
39号	1

守谷市教育委員会訓令第 号

守谷市立学校教職員のハラスメント防止に関する要綱（令和4年守谷市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年 月 日

守谷市教育委員会教育長 奈 幡 正

題名を次のように改める。

守谷市立学校教職員のハラスメントの防止及び排除に関する要綱
第2条第3号に次のように加える。

オ カスタマー・ハラスメント 職場において行われる保護者や地域住民等の言動であって、教職員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、教職員の就業環境を害する行為を行うこと。

第3条各号列記以外の部分中「防止」を「の防止及び排除」に改め、同条各号中「防止」の次に「及び排除」を加える。

第6条第4項後段中「相談員は」の次に「、守谷市立学校教職員のハラスメント防止及び対応に関する指針並びに」を加え、「及び10—16（パワー・ハラスメントの防止等）」を「、10—16（パワー・ハラスメントの防止等）及び10—17（カスタマー・ハラスメントの防止等）」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年10月1日から施行する。

議案	頁数
39号	2

守谷市立学校教職員のハラスメント防止に関する要綱新旧対照表

改 正	現 行
<u>守谷市立学校教職員のハラスメントの防止及び排除に関する要綱</u> (定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 及び (2) (略) (3) ハラスメント 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものをいう。 ア セクシュアル・ハラスメント 職務上の地位、人間関係等における優位性を用いることにより、若しくは相手の意に反することを認識した上で、性的関係若しくはわいせつな行為を強要すること又はわいせつな言辞、電話、手紙、電子メール、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を行うこと。 イ パワー・ハラスメント 同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的若しくは身体的苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる行為を行うこと。 ウ モラル・ハラスメント 言葉、態度、文書等により、人格若しくは尊厳を傷つけ、精神的若しくは身体的苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる行為	<u>守谷市立学校教職員のハラスメント防止に関する要綱</u> (定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 及び (2) (略) (3) ハラスメント 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものをいう。 ア セクシュアル・ハラスメント 職務上の地位、人間関係等における優位性を用いることにより、若しくは相手の意に反することを認識した上で、性的関係若しくはわいせつな行為を強要すること又はわいせつな言辞、電話、手紙、電子メール、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を行うこと。 イ パワー・ハラスメント 同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的若しくは身体的苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる行為を行うこと。 ウ モラル・ハラスメント 言葉、態度、文書等により、人格若しくは尊厳を傷つけ、精神的若しくは身体的苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる行

を行うこと。

エ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント
妊娠、出産、育児、不妊治療若しくは介護をすること又はこれらのための休暇等の制度を利用することに関する言動により、職場環境を害する行為を行うこと。

オ カスタマー・ハラスメント 職場において行われる保護者や地域住民等の言動であって、教職員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、教職員の就業環境を害する行為を行うこと。

(4) (略)

(教育委員会の責務)

第3条 守谷市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、ハラスメントの防止及び排除のための対策として、次の措置を講じなければならない。

(1) ハラスメントの防止及び排除に関する指針の策定を行うこと。

(2) ハラスメントの防止及び排除に関する啓発活動及び研修を行うこと。

(3) その他ハラスメントの防止及び排除に関すること。
(相談員)

第6条 (略)

2及び3 (略)

4 相談員は、相談等に係る問題の事実関係の確認、当

為を行うこと。

エ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント
妊娠、出産、育児、不妊治療若しくは介護をすること又はこれらのための休暇等の制度を利用することに関する言動により、職場環境を害する行為を行うこと。

(新設)

(4) (略)

(教育委員会の責務)

第3条 守谷市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、ハラスメント防止_____のための対策として、次の措置を講じなければならない。

(1) ハラスメントの防止_____に関する指針の策定を行うこと。

(2) ハラスメントの防止_____に関する啓発活動及び研修を行うこと。

(3) その他ハラスメントの防止_____に関すること。
(相談員)

第6条 (略)

2及び3 (略)

4 相談員は、相談等に係る問題の事実関係の確認、当

該相談等に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するように努めるものとする。この場合において、相談員は、守谷市立学校教職員のハラスメント防止及び対応に関する指針並びに人事院規則10—10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）、10—15（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）、10—16（パワー・ハラスメントの防止等）及び10—17（カスタマー・ハラスメントの防止等）に十分注意しなければならない。

該相談等に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するように努めるものとする。この場合において、相談員は_____人
_____人事院規則10—10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）、10—15（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）及び10—16（パワー・ハラスメントの防止等）
_____に十分注意しなければならない。

議案第40号

守谷市学びの多様化学校基本方針(案)の決定及びパブリック・コメントの実施について

「守谷市学びの多様化学校基本方針(案)」を別紙のとおり決定し、下記のとおりパブリック・コメントを実施する。

パブリック・コメント実施概要

(1) 公表資料

守谷市学びの多様化学校基本方針(案)

(2) 期間

令和8年10月16日(金)～令和8年11月15日(日)

令和8年9月25日 提出

守谷市教育委員会

教育長 奈幡 正

令和8年9月25日 原案 決

提案理由

本案は、守谷市学びの多様化学校設置検討委員会で検討しておりました「守谷市学びの多様化学校基本方針(案)」について、別紙のとおり案の決定及びパブリック・コメントを実施について議決を求めるものです。

議案	頁数
40号	1

第五次守谷市子ども読書活動推進計画の策定について

「第四次守谷市子ども読書活動推進計画」が今年度をもって計画期間の満了を迎えることに伴い、今年度内に第五次計画を策定するため、「第五次守谷市子ども読書活動推進計画（案）」について協議を求める。

令和8年9月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正

協 議	頁 数
10号	1

第五次守谷市子ども読書活動推進計画（案）について

1 策定趣旨

守谷市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき計画を策定し、関係各所と連携しながら子どもの読書活動推進に努めてきました。

このたび、第四次計画の成果と課題を踏まえ、さらなる子どもの読書活動の充実を図るため、「第五次守谷市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

2 計画の概要

（1）基本方針

- 〔1〕 発達過程に応じた読書習慣の形成
- 〔2〕 多様な子どもたちの読書機会の確保
- 〔3〕 デジタル社会に対応した読書環境の整備
- 〔4〕 子どもの視点に立った読書活動の推進

（2）計画期間

令和9年度から令和13年度まで

3 審議経過

令和8年 7月17日	・第1回策定委員会会議の開催
7月29日	・図書館協議会 計画案に対する意見聴取
9月7日	・第2回策定委員会会議（書面開催）
9月25日	・定例教育委員会 計画案協議

4 今後の予定

令和8年 9月末	・第3回策定委員会会議（書面開催）
10月7日	・第4回策定委員会会議
10月28日	・政策経営会議 パブリック・コメント実施報告
11月10日	・議会 パブリック・コメント実施報告
11月中旬～12月中旬	・パブリック・コメント実施
令和9年 1月中旬	・第5回策定委員会会議の開催
1月22日	・図書館協議会 パブリック・コメント回答報告
1月25日	・定例教育委員会 パブリック・コメント回答報告
2月 9日	・政策経営会議 パブリック・コメント回答協議 ・市長決裁
2月25日	・定例教育委員会 最終案決定
3月	・議会策定報告 ・公表

第1章 第四次計画の成果と課題

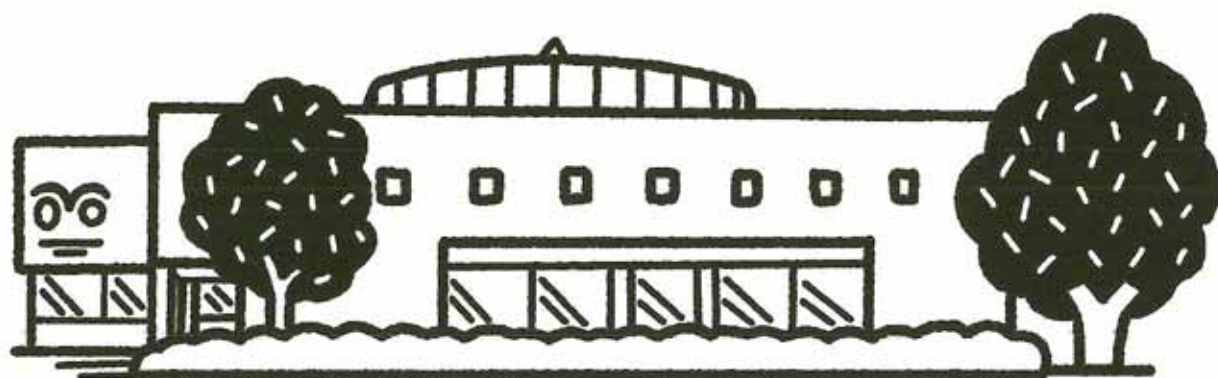
1 第四次計画の取組

「第四次計画」では、「第三次計画」の成果と課題を踏まえ、守谷市における更なる子ども読書活動の推進を図るため、大きく2つの柱を設定し取り組みました。

〔1〕発達段階に応じた読書習慣の形成

〔2〕読書への関心を高める取組

令和4年度以降は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、各種事業の制限が段階的に緩和され、おはなし会をはじめとする対面型イベントやブックスタート※1事業が本格的に再開されました。一方で、コロナ禍で進んだ電子書籍の活用やオンライン発信などのデジタル化の成果を活かしつつ、対面による温かみのある読書体験と新たな技術を融合させた、多様な読書環境の再構築が進んだ期間となりました。



※1 絵本を通じて親子のコミュニケーションを促す活動。守谷市では、3～4 か月児健康診査の際に実施している。

2 第四次計画の成果と課題

〔1〕乳幼児の読書活動の推進

【行動内容及び成果】

（1）乳幼児の読書活動推進のための取組

① ブックスタート事業の実施
● 新規ボランティアの募集、研修及び調整を行い、ブックスタートの継続的な実施に努めました。新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に参加率が低下した令和2年度（77%）以降、参加率は100%前後で推移しており、対象となる全ての家庭に絵本を届ける体制が確立されています。
② 保育所等・子育て支援施設への読書活動の支援
● 施設側の搬送負担を軽減するため、希望施設には直接配送による団体貸出（ブックバック事業）を行い、保育現場で日常的に本に触れられる環境の維持に努めました。 ● 一般市民向けの配布に先立ち、各施設を対象に、リサイクル資料の優先提供を行い、除籍本や寄贈本の有効活用による各施設の蔵書確保を支援しました。
③ 育児コンシェルジュ※2による子どもや保護者への支援
● 育児相談や読み聞かせを実施しました。令和4年度以降、感染症の影響による対面回避の傾向から実施件数は減少しましたが、個別のニーズに応じた支援を継続しました。
④ 絵本や物語に親しむ活動の実施
● 図書館とボランティア、各施設との連携体制を強化し、日常的に物語に触れる機会の創出に努めました。ボランティアによるおはなし会の実施先は着実に広がり、市内の多くの施設で子どもたちが読み聞かせを通じた豊かな体験を共有できる環境が整いました。

※2 乳幼児を連れた利用者を対象に、本の紹介や、図書館利用のお手伝いをするスタッフ。守谷中央図書館では、平成29年から配置している。

⑤ ボランティア活動促進への支援

- 各施設でのおはなし会実施回数の増加に伴い、ボランティアへの資料・備品の貸出数も増加しました。これに対応するため、管理方法を従来の紙台帳から図書館システムへ移行しました。貸出状況や期限の可視化により、限られた備品を多くの団体が効率的に共用できる体制を整えました。
- 新たな担い手を募る「養成講座」と、既存ボランティアの技術向上を図る「育成講座」を計画的に実施しました。

(2) 家庭における読書を支援する取組

① 読み聞かせ等の大切さや意義を伝える活動の実施

- 読み聞かせ等の大切さや意義を伝える活動を実施する施設は、33 施設に達しました。あわせて、家庭へ絵本の貸し出しを行う施設が着実に増加したことで、身近な場所で本を借り、家庭で読書を楽しむ習慣の定着を後押ししました。

② 保護者へのおすすめ本の情報提供

- 「子育て支援だより」による月齢に応じたおすすめ情報の提供を継続し、保護者が迷わず本を選べる環境を整えることで、家庭での読み聞かせをサポートしました。

【課題】

ブックスタート事業については、参加率が100%前後で推移しており、全ての家庭に絵本を届ける体制が定着しています。一方で、育児コンシェルジュによる読み聞かせや相談件数は、感染症の影響による対面機会の制限等から減少し、目標値に届きませんでした。今後は、対面によるきめ細やかな支援を再構築するとともに、デジタルツールを併用し、多様なライフスタイルの保護者へ情報を届ける工夫が必要です。

保育所等・子育て支援施設への支援では、団体貸出を利用する施設率や、施設側での読み聞かせ実施割合が目標を下回る結果となりました。背景として、保育現場の多忙化により、資料の搬送や読み聞かせ時間の確保が困難な状況が考えられます。今後は、配送による貸出支援（ブックバック）の周知をさらに徹底するなど、施設が無理なく読書活動を継続できる仕組みづくりが課題です。

おはなしボランティアによる活動は、実施施設数が29施設（目標20）と大きく上回る成果を上げています。しかし、ボランティアによる支援への依存度が高まる一方で、ボランティア自身の高齢化や、活動が特定の人員に集中する懸念もあ

ります。今後も質の高い活動を継続していくためには、既存ボランティアへの支援だけでなく、新たな担い手が参加しやすい環境整備や、ボランティアと各施設が円滑に連携できる体制の強化が重要です。

〔2〕小中学生の読書活動の推進

【行動内容及び成果】

（1）読書のための設備の充実

① 学校図書館資料の充実
● 児童生徒数の急増に伴い図書標準未達成校が2校残るものの、学校図書館資料の利用状況や内容の適切性を踏まえた蔵書整理を進め、不要資料の除籍をしました。これにより、限られたスペースを有効活用し、児童生徒がより利用しやすい図書館環境の整備を図る成果を得ることができました。
② 備品等の管理
● 学校図書館の利用環境を維持するため、備品の状況確認を継続的に実施し、安全性や利便性の向上を図りました。
③ 備品・設備等の予算措置
● 校舎改修工事を実施した学校では、学校と協議を重ねながら学校図書館の備品や設備を整備し、学習や読書活動に適した環境づくりを進めました。

（2）読書のための環境の充実（児童生徒へのアプローチ）

① 学校図書館のための計画的な活用
● 学年や学級の実態に応じて学校図書館を活用する機会を設け、児童生徒が継続的に学校図書館を利用できる環境づくりを進めました。
② 読書時間の確保
● 市内13校全てで朝の読書時間を確保し、児童生徒が日常的に読書に親しむ機会を継続して提供しました。
③ 読書目標を達成した児童生徒への表彰
● 多くの児童生徒が年間読書目標を達成し、表彰制度を通じて読書意欲の向上を図ることができました。

④ 放課後子ども総合プラン※3への図書の提供
● 放課後子ども総合プランへの団体貸出を継続し、令和7年度の貸出冊数は1,612冊（令和6年度1,568冊）となり、前年度を上回りました。一方で、目標値の3,000冊には達しておらず、中央図書館休館の影響や、一度に貸し出せる冊数に限りがあること、施設の立地による利用状況の違いなどが要因と考えられます。
⑤ ブックトーク※4の実施
● ブックトークの実施回数は年々増加し、目標値を上回る実績となりました。児童生徒が本に興味を持つきっかけづくりとして定着するとともに、学校図書館の利用促進にもつながっています。また、学校司書を対象とした研修を継続して実施したことで、学校司書が自らブックトークを実践するなど、読書活動の充実につながりました。
⑥ イベントや企画の充実
● 実施件数には年度ごとの変動が見られるものの、各学校で特色を生かした本の展示や特集コーナーの設置、読書イベント等を工夫して実施したことで、全体として目標値を大きく上回る成果を上げることができました。
⑦ 友だちからの図書紹介活動の実施
● おすすめ本紹介カードの作成や読み聞かせなど、児童生徒同士が本を紹介し合う活動を実施し、令和7年度は13校中11校で取組が行われました。

(3) 児童生徒の読書への関心を高めるための人づくり

① 学校司書の勤務体制の維持
● 学校司書の勤務体制を維持し、学校図書館の円滑な運営や読書活動、授業支援を継続して実施することができました。

※3 守谷市では、文部科学省の補助事業である「放課後子ども教室」事業と、厚生労働省の補助事業である「放課後児童クラブ」事業とを連携させ、小学生を対象とした総合的な放課後対策事業を「放課後子ども読書総合プラン」として推進している。

※4 一定のテーマに沿って本を紹介する。多くは、図書館、学校等で子どもたちに対して図書館員、教員、学校司書等により行われる。

② 学校司書研修の実施とコミュニケーション機会の提供
● 学校司書を対象とした研修を実施し、選書やブックトーク、図書の修理等に関する知識・技能の向上を図りました。また、学校司書同士が情報交換を行う機会を設けることで、各校の取組や課題を共有し、学校間の連携強化につながりました。
③ 学校図書館を活用するための研修
● 学校図書館部会等において、学校図書館の活用に関する研修や情報共有の機会を設け、教職員の理解促進を図りました。
④ 学校図書館担当者間の連携の強化
● 学校図書館部会や司書教諭、学校司書、図書館との情報共有や連携を図り、学校図書館運営や読書推進に関する理解を深めました。
⑤ 情報モラル・著作権の研修
● 情報モラル等に関する教職員向け研修が実施され、ICTを活用した教育活動に必要な知識の習得が図られました。
⑥ 図書館との連携による学校図書館充実のための研修
● 図書館と連携し、学校図書館運営や授業づくりに関する情報共有や研修を通して、教職員の学校図書館に対する理解促進を図りました。

(4) 本に親しむためのネットワークの充実

① 学校への団体貸出
● 学校への団体貸出を継続し、団体貸出冊数は目標値を上回りました。また、図書館休館に伴い、令和7年9月から単元ブックバック※5の運用へ移行し、学校への資料提供を継続しました。
② 学校間相互利用の促進と協力体制の充実
● 学校間相互利用を通じて児童生徒の学習活動を支援するとともに、各校において児童生徒のリクエストに応じた蔵書の充実が図られたことで、自校で対応できる機会が増加しました。

※5 教書の単元に沿ったテーマの本を集めた、学校用の団体貸出バック。

③ ADEAC※6の活用
● 学校での活用は一部にとどまるものの、ADEAC に子どもページを新設して子どもが地域資料に親しめる環境を充実させるとともに、電子版社会科副読本の学校への周知を進めるなど、デジタルコンテンツの活用促進に向けた基盤づくりを進めることができました。
④ 児童生徒へのスムーズな図書情報の提供
● 学校ホームページに中央図書館や各学校図書館の蔵書検索ページをリンクし、児童生徒が図書情報にアクセスしやすい環境づくりを図りました。
⑤ 電子書籍導入の検討
● 「タブレット版ぼけっと図書館※7」の活用を支援するとともに、令和8年度から守谷市電子図書館との連携を開始し、移行ボタンを設置するなど利用環境の整備を図りました。

【課題】

本施策では、学校図書館を児童生徒にとって身近な読書活動及び学習活動の場として位置付け、読書環境の充実と学校図書館の活性化を図るため、学校図書館資料の整備や学校司書の配置、読書活動の推進、教職員への研修など、様々な取組を進めてきました。

その結果、学校図書館資料については、計画的な蔵書整備や資料の更新、除籍による蔵書構成の見直しを進め、児童生徒が利用しやすい学校図書館の環境整備が図られました。また、市内全13校において朝の読書時間を継続して確保するとともに、多くの児童生徒が年間読書目標を達成し、読書習慣の定着に向けた取組を推進することができました。さらに、ブックトークや本の展示、読書イベントなどは目標値を上回る実績となり、児童生徒が本に親しむ機会の充実につながりました。学校司書についても、継続的な配置を維持するとともに、研修や情報交換を通じて専門性の向上を図り、学校司書が自らブックトークを実践するなど、学校図書館サービスの充実につながっています。

※6 デジタルアーカイブの検索・閲覧を行うためのプラットフォームシステム。守谷市の郷土資料等をデジタル化し公開している。「A System Of Digitalization and Exhibition for Archive Collections」の略。

※7 子どもたちが自ら多角的に本を探ることができる、学校図書館蔵書検索システム。通称「ぼけとしょ」。

協議	頁数
10号	9

一方で、児童生徒数の増加により学校図書館図書標準を満たしていない学校があるほか、放課後子ども総合プランへの団体貸出は図書館休館や運搬可能冊数の制約、施設の立地条件などの影響により目標値には達していません。また、児童生徒同士による図書紹介活動や学校図書館を活用するための研修などは、教育課程や学校行事との調整が必要となることから、学校によって取組状況に差が見られました。これらについては、学校の実情に応じた柔軟な実施方法を検討するとともに、実態を踏まえた目標設定についても検証していく必要があります。

また、GIGA スクール構想※8の進展により、一人一台端末を活用した学習が日常化する中、学校図書館には紙の図書だけでなく、多様な情報を適切に活用するための学びを支える役割も求められています。今後は、学校司書や教職員の専門性の向上を図るとともに、学校図書館の機能を一層充実させ、児童生徒が主体的に読書や情報活用に取り組める環境づくりを推進していく必要があります。

中央図書館と学校との連携により、団体貸出や学校間相互利用を通じた学習支援をはじめ、図書情報の提供やデジタルコンテンツの活用環境の整備を進めるなど、児童生徒の読書環境の充実を図ることができました。また、中央図書館休館中においても単元ブックバックの運用などにより学校への支援を継続するとともに、守谷市電子図書館との連携に向けた環境整備を進めることができました。一方で、電子版社会科副読本などのデジタルコンテンツの活用は十分に浸透していないことから、学校のニーズに応じた情報提供や活用支援を充実させ、学校との連携をさらに深めるとともに、デジタルコンテンツや電子図書館サービスの活用を促進し、児童生徒の多様な学習や読書活動を支える環境づくりを進める必要があります。

※8 全国の児童生徒一人に1台の端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する文部科学省の取組。GIGAは「Global and Innovation Gateway for All」の略。

〔3〕全ての子どもに対する読書活動の推進

【行動内容及び成果】

(1) 全ての子どもに対する読書活動推進の取組

① 全ての子どもへの資料提供の推進
● 地域の支援施設との連携により、子どもたちが普段過ごす身近な場所で本に触れられる環境が広がりました。施設側での積極的な資料活用が進んだことで、図書館への来館が難しい子どもたちに対しても、読書の楽しさを届ける仕組みが確立されました。
② 図書館サービスの周知
● 電子図書館の活用促進のため、「読み放題パック※9」を利用したゲームを考案し、「図書館新聞 号外」としてポスターを作成・各校へ配布しました。遊びの要素を取り入れることで、子どもたちが電子書籍に親しむきっかけを作りました。 ● 児童エリアにおいて、子どもの動線や視点に合わせて随時配置を工夫できる啓発ボードを活用しました。書架やテーブルなど、子どもが本に触れる様々な場所で電子図書の魅力を紹介することで、デジタルコンテンツを身近に感じてもらうきっかけ作りを推進しました。
③ 電子書籍の充実
● 電子図書館では児童向けの「読み放題パック」を導入・更新し、児童書の拡充と併せて、学校や家庭で複数人が同時に読書を楽しめる環境を整えました。
④ 読書補助具※10の設置
● リーディングトラッカー※11の設置を段階的に進めました。令和4年度に全小学校、令和5年度に全中学校への設置を完了しました。 ● 令和6年度には、放課後子ども総合プランや子育て支援施設に向けて、図書館で自作したリーディングトラッカーと啓発資料を送付し、広く設置と活用を呼びかけました。

※9 同時アクセス数（利用者数）に制限のない電子書籍。

※10 視覚障害、高齢による視力の低下、読み書き困難（ディスレクシア）などにより、本や書類を読むことが困難な人をサポートする道具や機器の総称。

※11 本や文書を読むときに読みたい1行だけを残して、前後の行を隠すための読書補助具。

【課題】

全ての子どもへの資料提供については、障がい児通所支援事業所への団体貸出冊数が大幅に伸長し、学校での特性に合わせた資料提供も着実に実績を重ねるなど、支援を必要とする子どもたちへ本を届ける体制が前進しました。今後は、これらの資料がさらに有効に活用されるよう、個別のニーズに応じた選書支援を継続するとともに、学校司書等との情報共有を一層深める必要があります。

読書環境の整備については、電子書籍の児童書拡充や、小中学校全校へのリーディングトラッカーの配備により、読書を支える「資料」と「道具」の両面で基盤が整いました。今後は、これらの補助具や電子書籍の「アクセシビリティ機能（文字拡大、音声読み上げ等）」について、子どもや保護者、教職員へのさらなる周知・啓発を図り、個々の特性に応じた読書スタイルを定着させていくことが課題です。

〔4〕家庭における読書活動の推進

【行動内容及び成果】

（1）家庭での読書活動及び図書館利用の促進

① 家庭教育講座※12等での読書活動の促進や図書館利用の周知
● 生涯学習課と連携し、保護者と子どもを対象とした「家庭教育講座」を継続的に実施しました。家庭での読書習慣の重要性を伝えるとともに、図書館の活用方法について周知を図りました。 ● 子育て支援センターとの協力により、「パパの読み聞かせ講座」を開催しました。父親の育児参画を促すと同時に、家族で絵本に親しむきっかけを提供しました。
② 読書への関心を高める事業の実施
● 子どもたちが楽しみながら本に触れる機会を創出するため、多様な体験型事業を展開しました。「わんちゃんと一緒に読書」では、セラピー犬に対して本を読み聞かせる体験を通じ、読書に苦手意識のある子どもでもリラックスして音読を楽しめる環境を提供しました。また、絵本作家を招いた読み聞かせ会やワークショップを開催し、プロの表現に触れながら、自分でも創作を体験することで、ふだんの読書とは一味違う、本への興味や関心を深めるきっかけを作りました。

※12 子育て・家庭教育に関する学習機会の提供の場。守谷市では、平成21年度から健全な児童生徒の育成を目指し、親としての自覚や意識を高め合うことを目的に実施している。

【課題】

家庭における読書活動の推進については、対面での講座やイベントの実施に加え、多忙な保護者や多様なライフスタイルを持つ世帯に対し、より「届きやすい」情報発信のあり方を検討する必要があります。今後は、子育て支援アプリ等のデジタル媒体を効果的に活用し、家庭での読書の意義や具体的な実践方法をタイムリーに伝えていく工夫が求められます。

また、家庭内での読書習慣を定着させるためには、行政による支援だけでなく、地域全体で子どもを見守る視点が必要です。家族で本を介して交流する「家読（うちどく）※13」の理念を浸透させるとともに、地元の書店等と連携した「本を手に取りやすい環境づくり」を推進するなど、民間とも協力した多角的なアプローチの構築が課題です。

3 総括

令和4年3月に策定された「第四次計画」に基づき、子どもの発達過程や特性に応じた読書活動を推進するため、家庭、地域、学校、図書館等が連携して取組を進めてきました。

乳幼児については、ブックスタート事業や保育所等への団体貸出、おはなしボランティアによる読み聞かせなどを通じ、子どもが本に触れる機会の充実を図りました。小中学生については、学校図書館資料の整備や学校司書の配置、朝の読書、ブックトーク等を継続するとともに、中央図書館と学校との連携による読書・学習環境の充実を図りました。また、全ての子どもが読書に親しめるよう、障がいのある子どもへの資料提供や電子書籍、読書補助具の整備を進めるとともに、家庭における読書活動についても、講座やイベント、「家読（うちどく）」等を通じた取組を進めました。

一方で、保育現場の多忙化や学校ごとの取組状況の差、学校図書館資料の不足、デジタルコンテンツの活用など、引き続き取り組むべき課題も残されています。また、子どもを取り巻くデジタル環境や生活様式の変化を踏まえ、読書活動の推進においても新たな取組が求められています。

第五次計画では、第四次計画で進めてきた取組を踏まえ、子ども一人ひとりの読書への関心や発達過程、特性等に応じた読書活動を推進するとともに、デジタル化や生活様式の変化にも対応しながら、子どもが読書に親しむ機会をさらに広げていく必要があります。

※13「家庭読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味し、家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深めることを目的とした読書活動。

第四次守谷市子ども読書活動推進計画の行動目標実績

具体的な取組	指標	R1	R2	R4	R5	R6	R7	目標値	達成状況	備考	所管
(1) 乳幼児の読書活動推進のための取組											
ブックスタート事業の実施	ブックスタート事業の参加率	99%	77%	109.7%	99.6%	100.0%	99.2%	100%	×		図書館
保育所等・子育て支援施設への読書活動の支援	団体貸出利用施設率	11%	23%	37%	38%	44%	46%	50%	×		保育所等のびのび子育て読書館
	貸出冊数	226冊	533冊	1,112冊	1,394冊	1,143冊	1,481冊	1,000冊	○		
	リサイクルブックフェア参加施設数	3施設	2施設	15施設	13施設	13施設	15施設	10施設	○		
育児コンシェルジュによる子どもや保護者への支援	読み聞かせなどの件数	1,296件	1,286件	1,113件	1,011件	894件	396件	1,500件	×	図書館休館に伴い、R7.7～コンシェルジュ業務休止。	図書館
絵本や物語に親しむ活動の実施	読み聞かせ実施施設の割合	100%	86%	69.5%	71.4%	84.6%	92.3%	100%	×		すくすく保育園のびのび子育て読書館等
	おはなし会の開催施設数	13施設	5施設	8施設	28施設	29施設	27施設	20施設	○		
ボランティア活動促進への支援	おはなし会実施回数	146回	42回	160回	227回	217回	256回	150回	○		図書館
	資料・備品の貸出数	1,460点	376点	1,331点	1,370点	1,704点	1,722点	1,500点	○		
	講座の開催回数	3回	0回	4回	4回	4回	1回	3回	×	R7.7～図書館休館に伴い、一部開催休止。	
(2) 家庭における読書を支援する取組											
読み聞かせ等の大切さや意義を伝える活動の実施	実施施設数	—	新設	27施設	28施設	33施設	35施設	39施設	×	R5年度の幼児施設数は35（地域性なしの企業内保育を除く）。	すくすく保育園 保育所等 図書館
	絵本の貸出施設数	—	新設	5施設	8施設	11施設	11施設	15施設	×		

第四次守谷市子ども読書活動推進計画の行動目標実績

小中学生の読書活動の推進

具体的な取組	指標	R1	R2	R4	R5	R6	R7	目標値	達成状況	備考	所管
(1) 読書のための設備の充実											
学校図書館資料の充実	学校図書館図書標準の達成校	10校	8校	10校	11校	12校	11校	13校	×		小中学校 学校教育課 図書館
(2) 読書のための環境の充実(児童生徒へのアプローチ)											
学校図書館の計画的な活用	実施校数	—	新設	9校	9校	11校	11校	13校	×		小中学校
学校図書館の貸出資料の拡充	年間貸出数	—	新設	279,971冊	292,380冊	278,448冊	333,413冊	200,000冊	○		
読書時間の確保	実施校数	12校	11校	12校	12校	12校	13校	13校	○		小中学校 教育指導課
読書目標を達成した児童生徒の表彰	実施校数	13校	13校	13校	13校	13校	13校	13校	○		小中学校
放課後子ども総合プランへの図書館の提供	放課後子ども総合プランへの団体貸出冊数	—	新設	1,848冊	1,898冊	1,568冊	1,612冊	3,000冊	×		生涯学習課 図書館
ブックトークの実施	実施クラス数	—	新設	96クラス	159クラス	151クラス	362クラス	50クラス	○		小中学校 図書館
イベントや企画の充実	実施回数	—	新設	256回	229回	261回	172回	65回	○		
友だち等からの図書紹介活動の実施	実施校数	—	新設	12校	12校	11校	11校	13校	×		
(3) 児童生徒の読書への関心を高めるための人づくり											
学校図書経営の実践とコミュニケーション組合の提供	実施回数	—	新設	20回	18回	18回	21回	年5回	○		図書館
学校図書館を活用するための研修	実施回数	年1回	年1回	20回/6校	23回/8校	13回/10校	8回/5校	年1回	○		小中学校 教育指導課
学校図書館担当者間の連携の強化	実施回数	—	新設	2回	1回	1回	1回	年1回以上	○		小中学校 教育指導課 図書館
情報モラル・著作権の研修	実施回数	—	新設	19回/12校	28回/13校	26回/12校	16回/11校	年1回以上	○		小中学校 教育指導課
図書館との連携による学校図書館充実のための研修	実施回数	—	新設	1回	1回	1回	0回	年1回	×	27.7～図書館休館に伴い、開催中止。	小中学校 教育指導課 図書館
(4) 本に親しむためのネットワークの充実											
学校への団体貸出	団体貸出冊数	4,947冊	4,383冊	5,838冊	6,265冊	5,528冊	6,034冊	5,000冊	○		小中学校 図書館
学校間相互利用の推進	学校間の借受・貸出冊数	189冊	26冊	186冊	160冊	112冊	89冊	150冊	×		小中学校 図書館
ADEACの活用	実施校数	—	新設	2校	2校	2校	1校	13校	×		小中学校 教育指導課 図書館

小中学生の読書活動の推進

第四次守谷市子ども読書活動推進計画の行動目標実績

具体的な取組	指標	R1	R2	R4	R5	R6	R7	目標値	達成状況	備考	所管
全ての子どもに対する読書活動の推進	(1) 全ての子どもに対する読書活動推進の取組										
	全ての子どもへの資料提供の推進	学校での子どもの特性に合わせた資料提供冊数	—	新設	673冊	536冊	663冊	1,178冊	130冊	○	小中学校図書誌
		障がい児通所支援事業所への団体貸出冊数	214冊	410冊	1,350冊	1,256冊	1,199冊	635冊	500冊	○	図書館
	電子書籍の充実	児童書所蔵数	—	新設	431冊	453冊	529冊	677冊	300冊	○	
	読書補助具の設置	リーディングトラッカー配置施設数	—	新設	9施設	12施設	19施設	19施設	20施設	×	小中学校、生涯学習課、市民センター等(計20施設)
家庭における読書活動の推進	(1) 家庭での読書活動及び図書館利用の促進										
	家庭教育講座等での読書活動の促進や図書館利用の周知	家庭教育講座の実施回数	1回	1回	1回	1回	0回	1回	1回	○	生涯学習課、図書館
	読書への関心を高める事業の実施	実施回数	25回	14回	30回	32回	31回	24回	30回	×	※、7～図書館休館に伴い、一部開催休止。図書館

第2章 第五次計画の基本方針等

1 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条）。

急激に変化する時代において、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、すべての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、社会全体で子どもの読書活動を推進することが求められています（国・第五次基本計画）。

2 計画策定の趣旨

守谷市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画※1（第五次）」並びに茨城県の「いばらき子ども読書活動推進計画※2」を踏まえ、第四次計画の成果と課題を検証した上で「第五次守谷市子ども読書活動推進計画」を策定します。

※1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成14年8月に閣議決定された国の計画。これを基本として地方公共団体も「子ども読書活動推進計画」を策定するよう努めることとされている。平成20年3月に第二次基本計画、平成25年5月に第三次基本計画、平成30年4月に第四次基本計画が策定され、令和5年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第五次基本計画）が策定された。

※2 「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本とし、茨城県が平成16年3月に策定した計画。平成22年1月には第二次推進計画、平成27年3月には第三次推進計画、令和4年3月に第四次推進計画が策定され、令和8年3月に「いばらき子ども読書活動推進計画」（第五次推進計画）が策定された。

3 基本方針

第五次計画では、以下の4つの基本方針のもとで取組を推進します

〔1〕発達過程に応じた読書習慣の形成

生涯にわたって読書に親しむ習慣を形成するため、乳幼児期からの切れ目ない支援を充実させます。子ども一人一人の発達や読書経験に応じた幅広い読書活動の機会を提供します。

特に不読率の高い中学生への対応として、探究的な学習活動等と連携した図書館・学校図書館の活用を推進します（国・第五次基本計画）。

〔2〕多様な子どもたちの読書機会の確保

子ども一人ひとりの多様な関心や読書スタイルに応じた本との出会いを創出するとともに、障がいのある子ども、日本語指導を必要とする子ども、経済的な困難を抱える子どもなど、多様な背景を持つ子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備します（国・第五次基本計画）。

〔3〕デジタル社会に対応した読書環境の整備

1人1台端末の活用、電子書籍サービスの充実など、ICT環境の変化に対応した読書環境を整備します。

小中学校では、学校図書館システムやぽけっと図書館※3の導入によりデジタル環境が整備されました。第五次計画では、これらを最大限に活用し、子どもが図書に継続的にアクセスできるよう、活用促進・定着に重点を置きます（国・第五次基本計画）。

〔4〕子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させます（国・第五次基本計画）。

読書への関心を高めるため、子ども同士の本の紹介活動や図書委員の主体的な活動を推進します。

※3 子どもたちが自ら多角的に本を探ることができる、学校図書館蔵書検索システム。

通称「ぽけとしょ」。

4 計画の対象

計画の対象者は、乳幼児から中学生とします。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条では、18歳以下の子どもを対象としていますが、守谷市では中学生までが読書の基礎を築く大切な時期と捉え、重点的に取り組むことができるよう対象者を絞りました。

5 計画の期間

この計画の実施期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間とします。

推進方策（対象別）と具体的な取り組み		基本方針	発達過程に応じた 読書習慣の形成	多様な子どもたちの 読書機会の確保	デジタル社会に対応 した読書環境の整備	子どもの視点に立った 読書活動の推進
1 乳幼児の読書活動の推進						
(1) 乳幼児の読書活動推進のための取組	① ブックスタート事業の継続実施		★	★		
	② 保育所等・子育て支援施設への読書活動の支援		★	★		
	③ おはなし会・ボランティア活動の促進		★	★		
	④ 育児コンシェルジュによる子どもや保護者への支援		★			
	⑤ 保護者へのおすすめ本情報の提供		★	★		
2 小中学生の読書活動の推進						
(1) 学校図書館の機能強化と読書環境のデジタル化	① 読書のための環境の充実		★	★		
	② 学校図書館の計画的な活用		★			
	③ デジタル・ICTを活用した読書環境の整備		★	★	★	
	④ 学校への団体貸出・学校間相互利用		★	★		
	⑤ 読書ボランティアの育成と連携強化					
(2) 主体的な読書の習慣化と教育体制の連携強化	① 読書時間の確保と読書意欲の向上		★			
	② 放課後子ども総合プランへの図書館の提供		★	★		
	③ 子ども同士による読書活動・子どもの主体的参画		★			★
	④ 学校司書・教職員の人材育成と連携強化			★	★	
3 多様な子どもたちに対する読書活動の推進						
(1) 多様なニーズに応じた「読書資料」の充実	① バリアフリー資料・外国語資料の整備と拡充			★		
	② 電子書籍の充実			★	★	
(2) 全ての子どもに読書を届ける「支援」の整備	① 読書バリアフリーの推進と啓発			★	★	
	② アウトリーチによる読書機会の提供			★		
	③ 図書館サービスの拡充と周知			★		
	④ 子どもを対象とした民間団体等との連携				★	★
4 家庭における読書活動の推進						
(1) 家庭での読書活動推進のための取組	① 家庭における読書活動の促進		★			
	② 読書への関心を高めるイベントの充実		★	★		★

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

1 乳幼児の読書活動の推進

【施策の方向】

乳幼児期の読書活動は、読書習慣を形成する重要な第一歩です。保護者・保育所等・子育て支援施設・図書館が連携し、子どもが本と触れ合い、読書を楽しむ機会を提供します。

乳幼児健診等の機会を通じて絵本を配布・紹介する取組（ブックスタート等）を継続するとともに、家庭教育支援担当等と連携した「家読（うちどく）※4」等の活動推進により、家庭での読書習慣の形成を図ります。

【具体的な取組】

（1）乳幼児の読書活動推進のための取組

① ブックスタート事業の継続実施	
- 保健センターの3～4か月児健康診査時に絵本を配布し、親子のコミュニケーションを促します。 - 絵本の配布に加え、読み聞かせの楽しさや絵本の選び方について保護者に伝える機会を設けます。	図書館 おやこ保健課
② 保育所等・子育て支援施設への読書活動の支援	
ブックバック（幼稚園・保育所向け）の継続と、団体貸出による絵本提供を継続します。	保育所等 のびのび子育て課 図書館
③ おはなし会・ボランティア活動の促進	
図書館、公民館、保育所等でのおはなし会を継続するとともに、多世代がボランティア活動を見学・体験できる機会を充実させ、将来の活動を支える新たなボランティアの参画を促進します。	図書館 保育所等 すくすく保育課

※4 「家庭読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味し、家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深めることを目的とした読書活動。

④ 育児コンシェルジュによる子どもや保護者への支援	
・読み聞かせや本の紹介・相談等、育児コンシェルジュによる子どもや保護者への支援事業を継続します。	図書館
⑤ 保護者へのおすすめ本情報の提供	
・年代別ブックリストの作成・配布、おすすめ本情報の周知を継続します。	図書館 保育所等

2 小中学生の読書活動の推進

【施策の方向】

学校図書館は、児童生徒にとって身近な読書・学習の場です。学校司書の継続的な配置と専門性の向上を図るとともに、読書センター、学習センター、情報センターとしての3つの機能を一体的に充実させ、児童生徒の豊かな読書活動と学びを支える学校図書館の環境整備を進めます。

ぽけっと図書館の導入により1人1台端末と学校図書館の連携環境は整いました。第五次計画では、その活用をさらに促進し、デジタル社会に対応した読書活動を推進します。また、不読率の高い状態が続く中学生への対応として、探究的な学習活動等と学校図書館の連携を強化します。

【具体的な取組】

(1) 学校図書館の機能強化と読書環境のデジタル化

① 読書のための環境の充実	
- 学校図書館図書標準に基づく蔵書の計画的整備と適切な除籍を継続します。(第6次学校図書館図書整備等5か年計画※5) - 児童生徒の主権者教育や情報活用能力の育成に向け、発達段階に応じた学校図書館への新聞配備を推進します。(第6次学校図書館図書整備等5か年計画) - 中学生が手に取りやすいYA(ヤングアダルト)向けテーマ展示・特集コーナーを定期的に設け、読書への関心を高めます。	小中学校 学校教育課 図書館
② 学校図書館の計画的な活用	
学校は、学年ごと・クラスごとの学校図書館の利用計画及びローテーションを定め、学校司書と連携しながら積極的に利用するよう努めます。	小中学校

※5 国が1993年から5年ごとに策定している計画。公立小中学校などの学校図書館において、図書の標準冊数を満たすことや、新しい本への更新、新聞の配備、学校司書の配置を増やすことを目的としており、計画に基づいた地方財政措置が講じられている。現在は、2022年度から2026年度までの第6次計画が実施されている。

③ デジタル・ICT を活用した読書環境の整備	
• ADEAC※6 のデジタルアーカイブの積極的活用、電子図書館のタブレット端末へのリンクを継続します。 • 学校図書館図書情報のデータベース化及び1人1台端末との連携は、令和8年度までに完了（ぽけっと図書館により対応済み）し、学校図書館での電子書籍利用環境が整備されました。今後は更なる活用促進・定着に努めます。	小中学校 学校教育課 図書館
④ 学校への団体貸出・学校間相互利用	
• 図書館から学校へ、朝の読書や授業に必要な図書の団体貸出を積極的に行います。 • 自校に所蔵がなくても図書館や他の学校から借りることができる学校間相互利用を円滑に実施できるよう努めます。	小中学校 図書館

（2）主体的な読書の習慣化と教育体制の連携強化

① 読書時間の確保と読書意欲の向上	
• 朝の読書活動・授業内での定期的な読書時間を確保します。 • 入学時の学校図書館オリエンテーションを実施し、早期から図書館を身近に感じられる環境をつくれます。 • 読書目標（小学4年生以上：年間50冊、中学生：30冊）を達成した児童生徒の表彰を継続するとともに、読書マラソンの景品等を魅力あるものにし、読書意欲のさらなる向上を図ります。 • 探究的な学習活動等における図書館の活用を促進し、調べる・考える読書活動を充実させます。	小中学校 教育指導課 図書館
② 放課後子ども総合プランへの図書の提供	
• 放課後子ども総合プランに通う児童が本に親しめるよう、団体貸出による図書の提供やおはなし会を積極的に行います。	生涯学習課 図書館

※6 デジタルアーカイブの検索・閲覧を行うためのプラットフォームシステム。守谷市の郷土資料等をデジタル化し公開している。「A System Of Digitalization and Exhibition for Archive Collections」の略。

③ 子ども同士による読書活動・子どもの主体的参画	
・ 高学年から低学年への読み聞かせ、おすすめ本紹介カードの作成等を継続します。 ・ 図書委員等の子どもが学校図書館の運営に主体的に参画する機会を拡充します。 ・ 子どもの意見聴取の機会を確保し、選書・イベント企画等に子どもの視点を反映させます。	小中学校 図書館
④ 教職員・学校司書の人材育成と連携強化	
・ 学校は、教職員の学校図書館部会において、学校図書館を活用するための研修を行います。 ・ 年度の初めに図書館と連携した学校図書館運営・授業づくりについての研修を実施し、学校図書館の充実を図ります。 ・ 学校図書館部会、司書教諭、学校司書、図書館との合同研修・交流会を継続します。 ・ 読書バリアフリー法や、ICT 環境の変化を踏まえた情報モラル・著作権等、時代の変化に合わせた研修を行います。 ・ 学校司書の勤務体制の維持と、選書・ブックトーク等の研修を継続します。	図書館 小中学校 教育指導課

3 多様な子どもたちに対する読書活動の推進

【施策の方向】

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）の趣旨を踏まえ、すべての子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、図書館サービスの充実に努めます。

障がいのある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な背景を持つ子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備します。誰もが利用しやすい電子書籍・点字資料等の整備提供、多言語・やさしい日本語による利用案内を推進します。

【具体的な取組】

（１）多様なニーズに応じた「読書資料」の充実

① バリアフリー資料・外国語資料の整備と拡充	
- 学校と協力し、子どもの特性に合わせた資料（布絵本、点字資料、わいわい文庫※7等）の提供を継続します。 - こどもの特性に合わせた資料や、外国語資料を計画的に整備するとともに、「りんごの棚※8」や外国語資料の展示を推進し、適切な資料にアクセスしやすい環境を整えます。	小中学校 図書館
② 電子書籍の充実	
誰もが利用しやすい電子書籍の整備・提供を推進します。	図書館

※7 障がいのある子どもたちへの読書支援を目的に、伊藤忠記念財団が制作した「マルチメディア DAISY※9 図書」の愛称。

※8 障がいや言語の壁などにより普通の本を読むのが難しい子どもたちに向けた、バリアフリー絵本や資料を集めた図書館の本棚。1993年にスウェーデンの図書館で始まった。

※9 DAISY（デイジー）は「Digital Accessible Information System」の略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格。音声のみの音声 DAISY と、音声聞きながらテキストや画像を同時に見ることができるマルチメディア DAISY がある。

(2) 全ての子どもに読書を届ける「支援」の整備

① 読書バリアフリーの推進と啓発	
- 読書補助具※10の配置や周知を通じて、読書に困難を感じている子どもへのサポートを継続します。 - 電子書籍のアクセシビリティ機能の周知や、手話によるおはなし会の実施などを通じ、自立して読書を楽しめるようなきっかけを提供します。	図書館
② アウトリーチによる読書機会の提供	
障がい児通所支援事業所等への団体貸出やおはなし会を継続し、図書館への来館が困難な子どもたちへ資料に触れる機会を提供します。	図書館
③ 図書館サービスの拡充と周知	
- 個別に配慮が必要な子どもやその保護者に対し、施設訪問等を通じて図書館で利用できるサービスの周知に努めます。 - 多言語・やさしい日本語による図書館利用案内を整備し、外国にルーツを持つ子どもへのサービスを充実させます。	図書館
④ 子どもを対象とした民間団体等との連携	
子どもの居場所づくりや読書機会の創出に取り組む民間団体等との連携を図り、子どもが身近に本と出会える環境づくりを推進します。	図書館

※10 視力の低下や障がい、読み書きの困難さ（ディスレクシアなど）によって本を読むことが難しい人を支える道具。本の上に置いて、読みたい1行だけをくっきりと見せる「リーディングトラッカー」や、小さい文字を画面に大きく映し出す「拡大読書器」などがある。

4 家庭における読書活動の推進

【施策の方向】

家庭における読書は、本を通じて家族が関わり合う時間を持ち、絆を深める重要な機会です。子どもや保護者に向けた取組を通じて、家庭における読書活動の推進に努めます。

家庭教育支援の一環として「家読（うちどく）」等を位置づけ、家庭での読書習慣の定着を推進します。

【具体的な取組】

（１）家庭での読書活動推進のための取組

① 家庭における読書活動の促進	
- 保護者が読書の大切さを学べる講座を継続します。 「家読（うちどく）」の普及促進のため、家庭教育支援担当等と連携した取組を実施します。	生涯学習課 のびのび子育て課 図書館
② 読書への関心を高めるイベントの充実	
- 家族で図書館へ来館し、本に興味を持つきっかけとなるイベントや企画の実施を継続します。 - 学校の長期休業期間を活用し、外国語や小学生向けのおはなし会等、年齢や興味を考慮したイベントの実施を継続します。	図書館

第五次守谷市子ども読書活動推進計画における行動目標

具体的な取組		指標	R7	目標値	備考	所管
乳幼児の読書活動の推進	(1) 乳幼児の読書活動推進のための取組					
	ブックスタート事業の継続実施	ブックスタート事業の参加率	99.2%	100%	3・4か月児健康診査の参加人数を母数とする	図書館 おやこ保健課
		読み聞かせ・遊書に関する情報提供の実施率	新設	100%		
	保育所等・子育て支援施設への読書活動の支援	団体貸出利用施設率	46%	70%		保育所等 のびのび子育て課 図書館
		貸出冊数	1,481冊	2,000冊		
	おはなし会・ボランティア活動の促進	おはなし会の実施回数	256回	250回		図書館 保育所等 すくすく保育課
		ボランティア育成・養成・支援事業の実施回数	1回	年3回		
	育児コンシェルジュによる子どもや保護者への支援	読み聞かせなどの件数	306件	1,000件		図書館
	保護者へのおすすめ本情報の提供	保護者向け読書情報の配信・周知回数	新設	月1回		図書館 保育所等

第五次守谷市子ども読書活動推進計画における行動目標

具体的な取組		指標	R7	目標値	備考	所管
小中学生の読書活動の推進	(1) 学校図書館の機能強化と読書環境のデジタル化					
	読書のための環境の充実	学校図書館図書標準の達成校	11校	13校		小中学校 学校教育課 図書館
		YA向け展示・特集の実施回数	新設	年2回		
	学校図書館の計画的な活用	学校図書館の計画的な活用の実施校数	11校	13校		小中学校
	デジタル・ICTを活用した読書環境の整備	ADEACの活用校数	1校	13校		小中学校 学校教育課 図書館
		電子図書館利用件数（資料閲覧数）	新設	60,000冊		
	学校への団体貸出	学校への団体貸出冊数	6,034冊	7,000冊		小中学校 図書館

第五次守谷市子ども読書活動推進計画における行動目標

具体的な取組		指標	R7	目標値	備考	所管
小中学生の読書活動の推進	(2) 主体的な読書の習慣化と教育体制の連携強化					
	読書時間の確保と読書意欲の向上	読書時間の設定校数	13校	13校		小中学校 教育指導課 図書館
		学校図書館オリエンテーションの実施校数	新設	13校		
		読書目標を達成した児童生徒の表彰の実施校数	13校	13校		
		学校図書館・図書館を活用した探究・調べ学習の実施校数	新設	13校		
	放課後子ども総合プランへの図書の提供	放課後子ども総合プランへの団体貸出冊数	1,612冊	1,700冊		生涯学習課 図書館
	子ども同士による読書活動・子どもの主体的参画	友だち等からの図書紹介活動の実施校数	11校	13校		小中学校 図書館
		図書委員等による主体的な活動の実施校数	新設	13校		
		子どもの視点を反映した事業の実施回数	新設	年1回		
	教職員・学校司書の人材育成と連携強化	教員向け学校図書館活用・環境整備研修の実施校数	8回/5校	年1回		図書館 小中学校 教育指導課
		学校図書館担当者間の連携強化事業の実施回数	1回	年1回		
		読書バリアフリー、ICT等に関する専門研修の実施回数	新設	年2回		
		学校司書向け専門研修の実施回数	21回	年5回		

第五次守谷市子ども読書活動推進計画における行動目標

具体的な取組		指標	R7	目標値	備考	所管
多様な子どもたちに対する読書活動の推進	(1) 多様なニーズに応じた「読書資料」の充実					
	バリアフリー資料・外国語資料の整備と拡充	学校での子どもの特性に合わせた資料提供冊数	1,178冊	1,000冊		小中学校図書館
		バリアフリー資料・外国語資料の展示・紹介の実施回数	新設	年2回		
	電子書籍の充実	児童向け電子書籍の所蔵数	677冊	800冊		図書館
	(2) 全ての子どもに読書を届ける「支援」の整備					
	読書バリアフリーの推進と啓発	読書補助具の配置施設率	新設	80%	図書館、子育て支援施設、児童クラブ、障害児通所支援事業所対象	図書館
		読書バリアフリーに対応した機器・機能の周知回数	新設	年2回		
	アウトリーチによる読書機会の保障	障がい児通所支援事業所への貸出冊数	635冊	1,000冊		図書館
	図書館サービスの拡充と周知	施設訪問による図書館サービスの周知回数	新設	年2回		図書館
		多言語・やさしい日本語による図書館利用案内の整備・更新	新設	6種		
	子どもを対象とした民間団体等との連携	民間団体等との連携事業の実施回数	新設	年1回		図書館
家庭における読書活動の推進	(1) 家庭での読書活動推進のための取組					
	家庭における読書活動の促進	講座等の実施回数	1回	年1回		生涯学習課 のびのび子育て課 図書館
		家読啓発活動の実施回数	新設	年1回		
	読書への関心を高めるイベントの充実	実施回数	24回	年30回		図書館

報告第8号

令和8年度ハラスメント対策委員会の調査結果について

市内小学校教職員から申出のあった要配慮個人情報の漏えい及びパワーハラスメントに関する相談に対して、守谷市立学校教職員のハラスメント防止に関する要綱第8条の規定に基づき、以下のとおり調査を行いましたので、その結果について報告します。

令和8年9月25日 報告
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正

報 告	頁 数
8 号	1

報告第9号

令和8年守谷市議会9月定例会月議会について（教育委員会関連分）

- 1 議案第53号 守谷市教育委員会委員の任命について P3～P5

議決日 令和8年9月17日

議決結果 同意

- 2 議案第69号 守谷市立学校設置条例の一部を改正する条例 P6～P8

議決日 令和8年9月17日

議決結果 原案 可決

- 3 議案第70号 守谷市立図書館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 P9～P13

議決日 令和8年9月17日

議決結果 原案 可決

- 4 議案第72号 令和8年度守谷市一般会計補正予算（第3号）教育委員会所管分） P14～P35

議決日 令和8年9月17日

議決結果 原案 可決

- 5 議案第54号 令和7年度守谷市一般会計歳入歳出決算認定 P36～P69

認定日 令和8年9月17日

議決結果 認定

- 6 報告第21号 専決処分事項の報告について（和解） P70～P71

報告日 令和8年9月17日

- 7 議案第78号 財産の取得について（令和8年度守谷市学習者用コンピュータ機器等購入）（教育委員会関連） P72～P75

議決日 令和8年9月17日

報告	頁数
9号	1

議決結果 原案 可決

8 「市政に関する一般質問」について（教育委員会関連）

別紙のとおり

令和 8 年 9 月 2 5 日 報告
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 奈 幡 正

報 告	頁 数
9 号	2

議案第53号

守谷市教育委員会委員の任命について

下記の者を守谷市教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	守谷市薬師台五丁目
氏 名	かわら たけし 河原 健
年 齢	75歳

令和 8 年 8 月 2 8 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日

報 告	頁 数
9 号	3

提案理由（議案第53号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、現教育委員会委員河原健氏が令和8年11月24日をもって任期満了となることに伴い、同氏を引き続き教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき提案するものです。

よろしく御審議の上、御同意のほどお願いいたします。

報 告	頁 数
0号	4

略 歴

かわら たけし
河原 健

75歳

学歴

昭和48年 3 月 千葉大学理学部化学科卒業

職歴

昭和48年 4 月 千葉県我孫子市立我孫子中学校勤務（教諭）
昭和54年 4 月 千葉県柏市立柏第五中学校勤務（教諭）
昭和59年 4 月 文部省派遣ブラジル国ベレーン日本人学校勤務（教諭）
昭和62年 4 月 千葉県柏市立酒井根中学校勤務（教諭）
平成 3 年 4 月 千葉県柏市立富勢中学校勤務（教頭）
平成 6 年 4 月 千葉県柏市教育委員会教職員課指導主事
平成11年 4 月 千葉県柏市立豊四季中学校勤務（教頭）
平成14年 4 月 千葉県柏市立柏第三中学校勤務（校長）
平成16年 4 月 千葉県柏市教育委員会学校教育課長
平成19年 4 月 千葉県柏市教育委員会学校教育部長
平成21年 4 月 千葉県柏市立光ヶ丘中学校勤務（校長）
平成23年 3 月 千葉県公立学校教員定年退職
平成23年 4 月 千葉県野田市立南部中学校勤務（再任用）
平成24年10月 千葉県柏市教育委員会教育長就任
平成28年 3 月 千葉県柏市教育委員会教育長退任

その他の経歴

平成28年 7 月 守谷市教育委員会点検評価員
平成28年12月 守谷市教育委員会委員
平成30年11月 守谷市教育委員会委員（再任）
令和 4 年11月 守谷市教育委員会委員（再任）

現在に至る

報 告	頁 数
9 号	5

議案第69号

守谷市立学校設置条例の一部を改正する条例

守谷市立学校設置条例（昭和47年守谷町条例第286号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

けやき台中学校分校	守谷市松ヶ丘六丁目6番地3
-----------	---------------

附 則

この条例は、令和10年4月1日から施行する。

令和 8 年 8 月 2 8 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

報 告	頁 数
9 号	6

提案理由（議案第69号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、学びの多様化学校として、けやき台中学校の分校を設置するため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

報 告	頁 数
9 号	7

守谷市立学校設置条例新旧対照表

改 正		現 行	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
中学校の名称	位置	中学校の名称	位置
（略）	（略）	（略）	（略）
けやき台中学校分校	守谷市松ヶ丘六丁目6番地3	（新設）	

議案第70号

守谷市立図書館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

守谷市立図書館等の設置及び管理に関する条例（平成27年守谷市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条中「集会施設（図書館の集会室及び視聴覚室をいう。以下同じ。）」を「教育委員会規則で定める集会施設（以下「集会施設」という。）」に改める。

第8条第1号中「害する」を「乱す」に改め、同条第2号中「備品等」を「附属設備」に改める。

第9条第1項第1号中「毎週」を「毎月第1」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3）館内整理日（毎年度15日以内で教育委員会が定める日。）

第9条第1項第4号を削り、同条第2項第1号中「（同項第3号を除く。）」を削る。

第10条第1項中「午前9時30分から午後6時まで」を「午前9時から午後7時まで」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「午前9時30分から午後4時30分まで」を「午前9時から午後5時まで」に改める。

第11条中「、施設等」を「、集会施設」に、「利用の許可」を「利用許可」に、「利用施設等」を「集会施設」に改める。

第14条第3号中「附帯設備」を「附属設備」に改める。

第17条中「第9条第1項第4号」を「第9条第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和9年2月1日から施行する。

令和 8 年 8 月 2 8 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

報 告	頁 数
9 号	9

提案理由（議案第70号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、守谷市立図書館の開館時間及び休館日に関する規定について、現在の運用状況にあわせるため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

報 告	頁 数
9 号	1 0

守谷市立図書館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正	現 行
(利用許可) 第7条 法第3条第1号に規定する図書館資料（以下「<u>図書館資料</u>」という。）の貸出しを受けようとする者及び教育委員会規則で定める集会施設（以下「<u>集会施設</u>」という。）を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。 (利用制限) 第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、必要な指導をし、又は利用を停止し、若しくは禁止することができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を<u>乱す</u>おそれがあると認めたとき。 (2) 施設若しくは<u>附属設備</u>を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めたとき。 (3) 及び(4) (略) (休館日) 第9条 図書館の休館日は、次のとおりとする。 (1) <u>毎月第1</u>月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日	(利用許可) 第7条 法第3条第1号に規定する図書館資料（以下「<u>図書館資料</u>」という。）の貸出しを受けようとする者及び<u>集会施設</u>（<u>図書館の集会室及び視聴覚室をいう。以下同じ。</u>）を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。 (利用制限) 第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、必要な指導をし、又は利用を停止し、若しくは禁止することができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を<u>害する</u>おそれがあると認めたとき。 (2) 施設若しくは<u>備品等</u>を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めたとき。 (3) 及び(4) (略) (休館日) 第9条 図書館の休館日は、次のとおりとする。 (1) <u>毎週</u> 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日

(2) (略)

(3) 館内整理日 (毎年度15日以内で教育委員会が定める日。)

(削除)

2 分室の休館日は、次のとおりとする。

(1) 前項各号に掲げる日 _____

(2) (略)

3 (略)

(開館時間)

第10条 図書館の開館時間は、午前9時から午後7時まで _____ とする。 _____

2 分室の開館時間は、午前9時から午後5時まで _____ とする。

3 (略)

(原状回復義務)

第11条 利用者は、集会施設の利用を終了したとき、又は第7条の規定による利用許可を取り消されたとき、若しくは第8条の規定により利用を制限されたときは、直ちに集会施設を原状に回復しなければならない。

(2) (略)

(3) 資料整理日 (毎月末日。ただし、この日が前2号に掲げる日、土曜日又は日曜日のときは、これらの日以外で月末日に最も近い日。)

(4) 特別整理期間 (毎年15日以内で教育委員会が定める日。)

2 分室の休館日は、次のとおりとする。

(1) 前項各号に掲げる日 (同項第3号を除く。)

(2) (略)

3 (略)

(開館時間)

第10条 図書館の開館時間は、午前9時30分から午後6時までとする。ただし、木曜日 (国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる日を除く。) は午後1時から午後6時までとする。

2 分室の開館時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

3 (略)

(原状回復義務)

第11条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第7条の規定による利用の許可を取り消されたとき、若しくは第8条の規定により利用を制限されたときは、直ちに利用施設等を原状に回復しなければならない。

(指定管理者の業務)

第14条 第3条第2項の規定により指定管理者に図書館等の管理を行わせる場合の業務の範囲は、次に掲げる業務とする。

(1) 及び (2) (略)

(3) 図書館等の施設、附属設備及び資料の維持管理に関する業務

(4) (略)

(読替え)

第17条 第3条第2項の規定により指定管理者に図書館等の管理を行わせる場合においては、第6条中「教育委員会が特に必要があると認めた」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得た」と、第7条及び第8条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第9条第1項第3号中「教育委員会が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得て」と、第9条第3項及び第10条第3項中「教育委員会が特に必要があると認めた」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得た」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第14条 第3条第2項の規定により指定管理者に図書館等の管理を行わせる場合の業務の範囲は、次に掲げる業務とする。

(1) 及び (2) (略)

(3) 図書館等の施設、附帯設備及び資料の維持管理に関する業務

(4) (略)

(読替え)

第17条 第3条第2項の規定により指定管理者に図書館等の管理を行わせる場合においては、第6条中「教育委員会が特に必要があると認めた」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得た」と、第7条及び第8条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第9条第1項第4号中「教育委員会が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得て」と、第9条第3項及び第10条第3項中「教育委員会が特に必要があると認めた」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得た」と読み替えるものとする。

議案第72号

令和8年度守谷市一般会計補正予算（第3号）

令和8年度守谷市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

令和8年8月28日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

報告	頁数
9号	14

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
9 地 方 特 例 交 付 金		116,808	△6,566	110,242
	1 地 方 特 例 交 付 金	116,807	△6,566	110,241
10 地 方 交 付 税		830,355	△203,155	627,200
	1 地 方 交 付 税	830,355	△203,155	627,200
12 分 担 金 及 び 負 担 金		307,079	2,588	309,667
	1 負 担 金	307,079	2,588	309,667
14 国 庫 支 出 金		6,126,659	△43,725	6,082,934
	1 国 庫 負 担 金	4,725,822	4,509	4,730,331
	2 国 庫 補 助 金	1,387,719	△48,234	1,339,485
15 県 支 出 金		2,526,974	28,520	2,555,494
	1 県 負 担 金	1,591,542	△199	1,591,343
	2 県 補 助 金	775,810	27,600	803,410
	3 県 委 託 金	159,622	1,119	160,741
16 財 産 収 入		303,805	33,548	337,353
	1 財 産 運 用 収 入	303,805	33,548	337,353
17 寄 附 金		8,008,817	400	8,009,217
	1 寄 附 金	8,008,817	400	8,009,217
18 繰 入 金		5,661,097	215,778	5,876,875
	1 他 会 計 繰 入 金	2	61,642	61,644

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
	2 基 金 繰 入 金	5,661,095	154,136	5,815,231
21 市 債		2,613,000	△342,000	2,271,000
	1 市 債	2,613,000	△342,000	2,271,000
歳 入 合 計		42,893,680	△314,612	42,579,068

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 議 会 費		215,591	△2,913	212,678
	1 議 会 費	215,591	△2,913	212,678
2 総 務 費		8,863,556	26,626	8,890,182
	1 総 務 管 理 費	7,686,334	4,323	7,690,657
	2 徴 税 費	390,736	13,212	403,948
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	189,700	6,379	196,079
	4 選 挙 費	21,744	1,460	23,204
	5 統 計 調 査 費	23,155	△1,350	21,805
	7 市 民 活 動 総 務 費	548,527	2,602	551,129
3 民 生 費		13,131,710	109,278	13,240,988
	1 社 会 福 祉 費	5,352,903	115,084	5,467,987
	2 児 童 福 祉 費	7,093,485	△5,806	7,087,679
4 衛 生 費		2,138,247	△21,287	2,116,960
	1 保 健 衛 生 費	1,070,315	△21,287	1,049,028
6 農 林 水 産 業 費		192,232	14,313	206,545
	1 農 業 費	192,147	14,313	206,460
7 商 工 費		71,068	△12,803	58,265
	1 商 工 費	71,068	△12,803	58,265
8 土 木 費		5,957,816	37,055	5,994,871

(單位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
	1 土 木 管 理 費	314,359	25,631	339,990
	4 都 市 計 画 費	3,572,107	11,424	3,583,531
9 消 防 費		1,518,563	1,344	1,519,907
	1 消 防 費	1,518,563	1,344	1,519,907
10 教 育 費		5,726,809	△523,099	5,203,710
	1 教 育 総 務 費	1,662,500	7,679	1,670,179
	2 小 学 校 費	1,655,386	△529,826	1,125,560
	3 中 学 校 費	456,072	357	456,429
	4 社 会 教 育 費	1,901,356	8,450	1,909,806
	5 保 健 体 育 費	51,495	△9,759	41,736
11 公 債 費		1,247,365	23,326	1,270,691
	1 公 債 費	1,247,365	23,326	1,270,691
12 諸 支 出 金		3,800,673	33,548	3,834,221
	1 基 金 費	3,800,673	33,548	3,834,221
歳 出 合 計		42,893,680	△314,612	42,579,068

第 2 表 継 続 費 補 正

(廃止)

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10. 教育費	2. 小学校費	松前台小学校校舎改修事業	1,234,849	令和8年度	493,940	—	—	—
				令和9年度	740,909		—	—

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
粗大ごみ戸別収集オンライン受付システム運用業務委託	令和 8年度から令和13年度まで	8,250
守谷市包括的橋梁・大型カルバート長寿命化業務委託	令和 8年度から令和13年度まで	436,051
スクールバス運行業務委託	令和 8年度から令和 9年度まで	191,075

第 4 表 地 方 債 補 正

(廃止) (単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後				備考
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
松前台小学校 校舎改修事業債	342,000	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる政府資金 について、利率の見直し を行った後においては、 当該見直し後の利率)	25年以内 政府資金、銀行、その他 の融資条件による。ただ し、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を 短縮し、若しくは繰上償 還又は低利に借換えする ことができる。	—	—	—	—	事業見送りによる

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計
9 地方特例交付金	116,808	△6,566	110,242
10 地方交付税	830,355	△203,155	627,200
12 分担金及び負担金	307,079	2,588	309,667
14 国庫支出金	6,126,659	△43,725	6,082,934
15 県支出金	2,526,974	28,520	2,555,494
16 財産収入	303,805	33,548	337,353
17 寄附金	8,008,817	400	8,009,217
18 繰入金	5,661,097	215,778	5,876,875
21 市債	2,613,000	△342,000	2,271,000
歳入合計	42,893,680	△314,612	42,579,068

歳 出

(単位 千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 議 会 費	215,591	△2,913	212,678				△2,913	
2 総 務 費	8,863,556	26,626	8,890,182	1,119			25,507	
3 民 生 費	13,131,710	109,278	13,240,988	29,109			80,169	
4 衛 生 費	2,138,247	△21,287	2,116,960	3,399			△24,686	
6 農 林 水 産 業 費	192,232	14,313	206,545				14,313	
7 商 工 費	71,068	△12,803	58,265				△12,803	
8 土 木 費	5,957,816	37,055	5,994,871				37,055	
9 消 防 費	1,518,563	1,344	1,519,907				1,344	
10 教 育 費	5,726,809	△523,099	5,203,710	△48,234	△342,000	△142,563	9,698	
11 公 債 費	1,247,365	23,326	1,270,691				23,326	
12 諸 支 出 金	3,800,673	33,548	3,834,221			33,548		
歳 出 合 計	42,893,680	△314,612	42,579,068	△14,607	△342,000	△109,015	151,010	

2 歳 入

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

(単位 千円)

目	補 予 算 額	補 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方特例交付金	116,807	△6,566	110,241	1 地方特例交付金	△6,566	・ 個人住民税減収補填特例交付金 △7,888 ・ 自動車税減収補填特例交付金 △307 ・ 軽自動車税減収補填特例交付金 2,977 ・ 地方揮発油譲与税減収補填特例交付金 △1,348
計	116,807	△6,566	110,241			

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地方交付税	830,355	△203,155	627,200	1 地方交付税	△203,155	・ 普通交付税
計	830,355	△203,155	627,200			

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

3 衛生費負担金	0	2,588	2,588	1 保健衛生費負担金	2,588	・ 休日夜間急患センター運営費
計	307,079	2,588	309,667			

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	4,721,367	1,110	4,722,477	2 児童福祉費負担金	1,509	・ 子育てのための施設等利用給付負担金
				6 介護保険事業費負担金	△399	・ 低所得者保険料軽減負担金（過年度精算分）
2 衛生費国庫負担金	4,455	3,399	7,854	1 保健事業費負担金	3,399	・ 養育医療費負担金（前年度精算分）
計	4,725,822	4,509	4,730,331			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

5 教育費国庫補助金	61,655	△48,234	13,421	2 小学校費補助金	△48,234	・ 学校施設環境改善交付金
計	1,387,719	△48,234	1,339,485			

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前 予算額	補正 予算額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費県負担金	1,590,911	△199	1,590,712	8 介護保険事業費負担金	△199	・低所得者保険料軽減負担金(過年度精算分)
計	1,591,542	△199	1,591,343			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	368,502	27,600	396,102	2 老人福祉費補助金	26,000	・地域医療介護総合確保基金事業補助金
				3 医療福祉費補助金	1,600	・医療福祉費補助金(前年度精算分)
計	775,810	27,600	803,410			

(款) 15 県支出金

(項) 3 県委託金

1 総務費県委託金	149,192	1,119	150,311	4 選挙費委託金	1,119	・茨城県議会議員一般選挙委託金
計	159,622	1,119	160,741			

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

2 利子及び配当金	37,439	33,548	70,987	1 利子及び配当金	33,548	・財政調整基金利子	17,949
						・土地開発基金利子	106
						・公共公益施設整備基金利子	4,488
						・都市計画事業基金利子	96
						・ふるさとづくり基金利子	10,909
計	303,805	33,548	337,353				

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

3 一般寄附金	2,817	400	3,217	1 一般寄附金	400	・図書購入のための寄附金
計	8,008,817	400	8,009,217			

(款) 18 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 予算額	補正 予算額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 後期高齢者医療特別 会 計 繰 入 金	1	2,918	2,919	1 後期高齢者医療特 別 会 計 繰 入 金	2,918	・ 後期高齢者医療特別会計繰入金 (前年度精算 分)
2 介護保険特別会計繰 入 金	1	58,724	58,725	1 介護保険特別会計 繰 入 金	58,724	・ 介護保険特別会計繰入金 (前年度精算分)
計	2	61,642	61,644			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	2,542,055	297,099	2,839,154	1 財政調整基金繰入 金	297,099	・ 財政調整基金繰入金
4 ふるさとづくり基金 繰 入 金	2,665,135	△142,963	2,522,172	1 ふるさとづくり基 金 繰 入 金	△142,963	・ ふるさとづくり基金繰入金
計	5,661,095	154,136	5,815,231			

(款) 21 市債

(項) 1 市債

3 教 育 債	1,002,000	△342,000	660,000	1 学校教育施設等整 備 事 業 債	△342,000	・ 松前台小学校校舎改修事業債
計	2,613,000	△342,000	2,271,000			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
6医療福祉費	0 (537,422) (537,422)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	1,600 0 0 △1,600			
7国民年金費	△314 (32,530) (32,216)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 △314	2給料 3職員手当等 4共済費	25 △527 188	79職員給与関係経費 2給料 一般職給 3職員手当等 期末手当 勤勉手当 退職手当負担金 地域手当 4共済費 共済組合負担金
計	115,084 (5,352,903) (5,467,987)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	27,600 0 0 87,484			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1児童福祉総務費	△18,371 (982,768) (964,397)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 △18,371	2給料	△12,747	11児童クラブ運営事業 (生涯学習課)	1,339
				3職員手当等	△9,324	22償還金利子及び割引料	1,339
				4共済費	△2,884	返還金	
				22償還金利子及び割引料	6,584	・国庫補助金返還金	
						31子育て家庭支援事業 (のびのび子育て課)	191
						22償還金利子及び割引料	191

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
2 学校教育総務費	14,417	国県支出金	0	2 給料	7,042	03 小中学校適正配置事業 (学校教育課) 21
	(575,769)	地方債	0	3 職員手当等	4,065	7 報償費 21
	(590,186)	その他	21	4 共済費	3,289	・プロボーザル審査委員謝金
		一般財源	14,396	7 報償費	21	78 特別職給与関係経費 △42
						4 共済費 △42
						特別職共済組合負担金
						79 職員給与関係経費 14,438
						2 給料 7,042
						一般職給
						3 職員手当等 4,065
						扶養手当 △492
						管理職手当 540
						期末手当 1,380
						勤勉手当 1,412
						通勤手当 △47
						住居手当 △942
						児童手当 350
						退職手当負担金 1,013
						地域手当 851
						4 共済費 3,331
						共済組合負担金
4 学校給食センター 費	△6,738	国県支出金	0	2 給料	△4,553	03 給食センター施設維持管理事業 (学校給食センター) 2,189
	(859,072)	地方債	0	3 職員手当等	△3,117	12 委託料 2,189
	(852,334)	その他	0	4 共済費	△1,257	植栽管理委託料
		一般財源	△6,738	12 委託料	2,189	・樹木剪定

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
(4 学校給食センター費)						79 職員給与関係経費 △8,927 2 給料 △4,553 一般職給 3 職員手当等 △3,117 扶養手当 △216 期末手当 △1,180 勤勉手当 △951 通勤手当 △51 退職手当負担金 △146 地域手当 △573 4 共済費 △1,257 共済組合負担金
計	7,679 (1,662,500) (1,670,179)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 21 7,658			

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	3,392	国県支出金	0	3 職員手当等	542	01 小学校管理事務 △542
	(674,290)	地方債	0	8 旅費	△1,084	3 職員手当等 542
	(677,682)	その他 一般財源	0 3,392	14 工事請負費	3,934	フルタイム会計年度任用職員通勤手当 8 旅費 △1,084 費用弁償 ・教科担任教職員
						02 小学校施設維持管理事業 (学校教育課) 3,934
						14 工事請負費 3,934

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
(1 学校管理費)						・電話設備改修工事
3 学校建設費	△533,218 (546,954) (13,736)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	△48,234 △342,000 △142,984 0	12 委託料 13 使用料及び賃借料 14 工事請負費 17 備品購入費	13,406 △50,236 △495,773 △615	13 松前台小学校校舎改修事業 (学校教育課) △533,218 12 委託料 13,406 設計・監理委託料 ・設計・監理 13 使用料及び賃借料 △50,236 賃借料 ・建物 14 工事請負費 △495,773 ・付帯工事 △1,833 ・校舎改修工事 △493,940 17 備品購入費 △615 ・学校備品
計	△529,826 (1,655,386) (1,125,560)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	△48,234 △342,000 △142,984 3,392			

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	357 (286,086) (286,443)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 357	14 工事請負費	357	03 中学校施設維持管理事業 (学校教育課) 357 14 工事請負費 357 ・電話設備改修工事
---------	-------------------------------	-----------------------------	--------------------	----------	-----	---

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
計	357 (456,072) (456,429)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 357			

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

1 社会教育総務費 (345,748) (355,375)	9,627	国県支出金	0	2 給料	2,692	07 芸術文化振興事業 (生涯学習課)	1,112
		地方債	0	3 職員手当等	3,130	10 需用費	51
		その他	0	4 共済費	1,466	消耗品費	
		一般財源	9,627	10 需用費	51	12 委託料	114
				12 委託料	1,341	清掃委託料 ・建物清掃	
				13 使用料及び賃借料	18	13 使用料及び賃借料	18
				14 工事請負費	849	賃借料 ・その他	
				17 備品購入費	80	14 工事請負費 ・改修工事	849
						17 備品購入費 ・文化・地域交流スペース備品	80
						26 守谷市民交流館維持管理事業 (生涯学習課)	1,227
						12 委託料	1,227
						運転・管理委託料 ・施設管理業務	
						79 職員給与関係経費	7,288
						2 給料	2,692
						一般職給	

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説 明
		財 源 名	金 額	区 分	金 額	
(1 社会教育総務費)						3職員手当等 3,130 扶養手当 372 管理職手当 540 期末手当 404 勤勉手当 488 通勤手当 192 児童手当 190 退職手当負担金 512 地域手当 432 4共済費 1,466 共済組合負担金
4公民館費	2,200 (169,762) (171,962)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 2,200	10需用費	2,200	01 公民館運営管理事業 (生涯学習課) 2,200 10需用費 2,200 修繕料
5図書館費	△3,377 (1,375,891) (1,372,514)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 400 △3,777	2給料 料 △1,779 3職員手当等 △1,320 4共 済 費 △678 17備品購入費 400		02 学校図書館活動推進事業 (中央図書館) 400 17備品購入費 400 ・児童・生徒用図書 79 職員給与関係経費 △3,777 2給料 △1,779 一般職給 3職員手当等 △1,320 期末手当 △592 勤勉手当 △513 通勤手当 64 住居手当 140

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
(5図書館費)						退職手当負担金 △206 地域手当 △213 4共済費 △678 共済組合負担金
計	8,450 (1,901,356) (1,909,806)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 400 8,050			

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

1保健体育総務費	△9,759 (50,037) (40,278)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 △9,759	18負担金補助及び 交付金	△9,759	04市スポーツ協会補助事業 (生涯学習課) 18負担金補助及び交付金 補助金 ・市スポーツ協会	△9,759 △9,759
計	△9,759 (51,495) (41,736)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 △9,759				

(款) 11 公債費

(項) 1 公債費

2利子	23,326 (137,802) (161,128)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 23,326	22償還金利子及び 割引料	23,326	01市債利子等償還金 (財政課) 22償還金利子及び割引料 利子及び割引料 ・地方債償還利子	23,326 23,326
-----	----------------------------------	-----------------------------	-----------------------	------------------	--------	---	------------------

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額に関する調書

(新 規 設 定 分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出見込額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
粗大ごみ戸別収集オンライン受付システム運用業務委託	8,250			令和 8年度から 令和13年度まで	8,250				8,250
守谷市包括的橋梁・大型カルバート長寿命化業務委託	436,051			令和 8年度から 令和13年度まで	436,051	156,161			279,890
スクールバス運行業務委託	191,075			令和 8年度から 令和 9年度まで	191,075			191,075	
小 計	635,376				635,376	156,161		191,075	288,140
合 計	635,376				635,376	156,161		191,075	288,140

提案理由（議案第72号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、令和8年度守谷市一般会計予算について、変更を加える必要が生じたため、補正予算を調製するものです。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億1,461万2千円の減額、継続費の廃止、債務負担行為の追加及び地方債の廃止です。

歳入の主なものは、地方交付税で普通交付税の減額、国庫支出金で教育費国庫補助金の減額、繰入金で財政調整基金繰入金の増額及びふるさとづくり基金繰入金の減額並びに市債で教育債の減額です。

歳出の主なものは、土木費で公共下水道事業会計負担金の増額、教育費で松前台小学校校舎改修事業の減額及び公債費で市債利子等償還金の増額です。

また、各項目にわたり人事異動等に伴う人件費の組み替えを行っています。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

報 告	頁 数
9 号	35

議案第 54 号

令和7年度守谷市一般会計歳入歳出決算認定

令和7年度守谷市一般会計歳入歳出決算書のとおり、会計管理者より提出があったので、本市監査委員の審査を経たところ別添審査意見書のとおりにつき、地方自治法第233条第3項の規定により、ここに市議会の認定を求める。

令和8年 8 月 28 日 提出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日

单位: 元

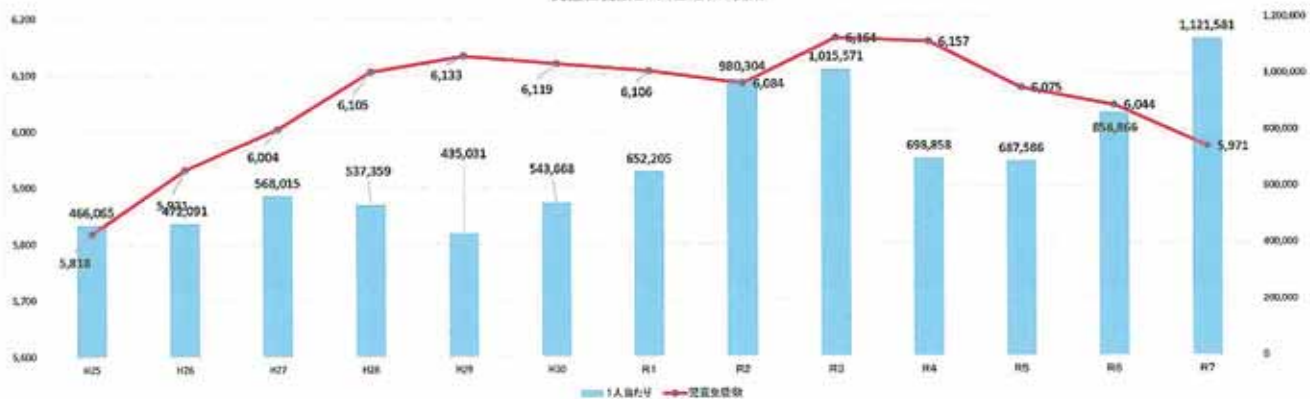
R7とR6の決算額の比較(主な増減の理由)

※児童クラブ運営事業 45,374千円増 ・清瀬福祉会委託料 330千円増 ・運営費委託料 28,561千円増 ・児童クラブ商品購入費 327千円増 ・民団民営児童クラブ運営事業費補助金 15,957千円増 ・国庫補助金返還金(令和6年度分) 208千円増
※教育委員会運営事務 27千円増 ・償債費(系統計監査委員会3期→11期)▲30千円 ・印刷費(支出控除額14期→11期)375千円増
※学校教育総務事務 13,954千円増 ・委託料(プール使用小中学校→14年度委託)10,029増 ・給与増徴員手当 317千円増 ・研修費(1名増)287千円増 ・道立配置事業 102,258千円増 ・委託料(スクールバス運行関係)43,359千円増 ・使用料及び賃借料(県内小・中・特別支援学校)35,726千円増 ・工事請負費(防犯小及及び消防小・小規模工事)50,857千円増 ※小学校教員補任給支に関係経費 5,899千円086、任用職員職務手当関係経費) 給料 3,065千円増 職員手当(基本、勤勉、過労、継続手当等) 752千円増 非常勤(非常勤社会保険等) 1,989千円増
※指導総務事務 8,789千円増 会計年度任用職員初給 1,584千円増 合計年度初給・助給手当 1,882千円増 委託料(特別支援施設人材派遣業務) 3,857千円増 ※教育支援事業 1,014千円増 会計年度任用職員初給 276千円増 委託料(無償貸出教育システム等) 715千円増 ※外国語教育推進事業 3,938千円増 委託料(オンライン英会話授業実施施設(新規)等) 11,925千円増 使用料及び賃借料(オンライン学習システム(終了)等) ▲9,179千円 ※学習支援リーダー等養成事業 9,868千円増 会計年度任用職員初給 846千円増 会計年度初給・助給手当 9,072千円増 小中学校専攻科訓練経費用度費 ▲105千円 ※学校教育研究・研修事業 3,949千円増 会計年度任用職員初給 1,201千円増 委託料 1,993千円増 オンライン調査システム(新規) 1,363千円 学校DX推進業務委託料(新規) 650千円 商品購入費(小学校PTAプログラムソフト購入等) 2,426千円 ※総合教育支援センター事業 24,921千円増 会計年度任用職員初給 22,590千円増 会計年度初給・助給手当 12,594千円増 会計年度費用弁償 1,076千円増 委託料(スクールソーシャルワーカー業務等) ▲14,384千円 商品購入費(利用車等) 1,880千円増 ○いじめ問題調査費 ▲1,290千円 1.いじめ問題重大事態対応委員会委員報酬 ▲985千円 会議録作成委託料 ▲310千円 ※小中学校サテライト学習支援事業 ▲597千円 指導員謝金 ▲597千円
※庶務事務 ▲231千円 会計年度任用職員・管理栄養士(各)・作業士(各)・一般事務員(各) 一般事務員4名→5名増、一般事務員1名は12月末日雇用 初給1,732千円、職員手当1,516千円、賞与▲71千円 退職費▲575千円(納付書等不払い戻し(本人の死亡)) 役員費▲474千円(Web会議参加費交付手数料の納税戻移管) 委託料(400千円)(現金預金(金利差・利息)、無償口座振替手数料の減) 使用料及び賃借料10千円(現金預金金利の減) 食糧品増減及び支払金26千円(県農業士会・町増加入りの増) 委託料57千円(公共施設稼働外の増、減額は令和9年度) ※施設維持管理事業 2,273千円増 職員費1,361千円(消耗品、印刷料の減) 設備費7千円(火災保険料、資料課一括契約) 委託料▲467千円(閉鎖機器・空気ボイラー保守点検料の削減) 使用料及び賃借料1千円(OH代金の引降) 商品購入費▲3,185千円(備品購入見直しによる減少) ※給食提供事業 44,333千円増 販売費1,185千円(惣菜運送による燃料費の増) 役員費▲1,185千円(給食配食委託料・送料・利用変更料による増) ※食費センター運営委員会開催事業 ▲14千円 会議室に当分の出席料低下による増 ※職員給与関係経費 1,677千円増 人事院勧告に伴う給与率上げによる増
※小学校教育管理事務 ▲41,580千円増 ・燃料、水道(特設110号3元、110号増)による23,543千円増 ・電気費(光熱水費を均等化維持管理事業へ移動)60,495千円減 ※小学校施設維持管理事業 77,713千円増 ・電気費(光熱水費を均等化維持管理事業へ移動)184,350千円増 ・委託料(耐本館改修、旧図書館アーク文化財実証)6,691千円増 ※小学校管理機商品購入事業 ▲2,698千円
※小学校教育振興事業 ▲38,948千円増 ・図書費(R7年度教科書採買契り無しのため)32,694千円減 ・委託料(東阿ラッピングの高取)1,671千円増 ※小学校就学援助事業 560千円増 ・就学援助費(対面者派遣)463千円増
※小学校ICT環境整備事業 12,773千円増 役員費(インターネット接続料等) 3,356千円増 委託料(授業支援システム等) 833千円増 使用料及び賃借料(授業支援システム) ▲2,801千円 商品購入費(校内ネットワーク通信設備化機器購入等) 11,872千円
※大井沢小屋門運動場施設事業 420,576千円増 ・工事請負費(R7年度工事東西)427,313千円増 ・地権者小屋門運動場施設事業 459,057千円増 ・工事請負費(R7年度工事東西)148,358千円増 ・私利私欲・税金収支関係事項(新築費) ・委託料(改修工事実施設計・監督業務)9,106千円増 ※高野小学校修繕事業【新規】 ・委託料(改修工事実施設計業務)13,258千円増

423	142
~	~
425	144

学校管理費	130,963,240		130,728,761		2,265,511	学校教育課	●中学校管理事務 43,788千円増 ●印刷・写真(特設150円×5155円増による)18,274千円増 ●備用費(光熱水費を施設維持費等へ移動)36,605千円減 ●自転車通学用ヘルメット購入補助事業 430千円増 ●備用費(収入学費分495人) ●中学校施設維持管理事務 30,414千円増 ●備用費(光熱水費を管理事務から移動)30,135千円増 ●中学校管理諸品購入事業 963千円増 ●学校給食(482分×165円=運動局長・児童卒木工賃換算) ●生徒・教職員検診事業 501千円増 ●委託料(生徒検診)心臓健診640人、腎臓健診1,925人等)	425 ～ 433	—
教育振興費	120,681,547		303,002,925		177,321,378	学校教育課 教育指導課	●中学校教育振興事業 12,167千円増 ●図書費(印刷費、デジタル教科書低価格見による)12,337千円増 ●中学校校務補助事業 1,734千円増 ●部・課関係諸品助費(部7人、課164人)1955千円増 ●特別支援活動費(32人)150千円増 ●中学校体育大会事業 294千円増 ●各種大会補助金(けや中ハンドボール全国大会(準優勝)) ●中学校ICT教育環境整備事業 170,723千円増 ●図書費(インターネット接続料等) 1,420千円増 ●委託料(OGAスクール運営支援センター運営費) 20,095千円増 ●図書料及び賃借料(大型電子書籍貸借等:購入費) ▲4,035千円 ●備品購入費(タブレット等) 143,232千円増	433 ～ 437	145 ～ 155
学校建設費	1,265,870,010		887,851,580		▲ 378,018,430	学校教育課	●新西ヶ丘中学校校舎改修事業 ▲699,741千円 ●使用料及び賃借料(仮設校舎リース×14月分のみ) ●けや中中学校校舎改修事業 317,722千円増 ●使用料及び賃借料(仮設校舎使用料) 40,354千円増 ●工事請負費(令和建設等) 83,215,593千円増	437 ～ 439	145 ～ 146
社会教育費	1,211,766,824	3.3%	1,229,142,081	4.4%	517,375,257				
社会教育経費	234,688,284		295,053,831		61,365,547	生涯学習課	●生涯学習推進事業推進事務 4,394千円増 ●会計年度任用職員報酬 2,367千円増 ●会計年度任用職員報酬・勤務手当 2,536千円増 ●もみやみびの生涯学習推進管理事業 4,468千円増 ●改修工事(事務室等補助器具・シャワー・置換等) 3,304千円増 ●全国図書交換事業 1,264千円増 ●中学校図書館地域移行推進事業 23,335千円増 ●図書館図書員報酬 743千円増 ●休日の館活動推進運営業務委託料 22,735千円増 ●地域連携推進推進業務委託料 ▲19千円 ●第二十歳の記念式典事業 4,953千円増 ●会場貸費業務委託料 4,949千円増 ●施設費(子ども・家庭学習事業) 13,784千円増 ●運営費(委託料) 13,783千円増 ●寺町市民交流館維持管理事業 8,855千円増 ●図書料 3,562千円増 ●建物清掃委託料 297千円増 ●施設管理業務委託料 ▲797千円 ●照明器具改修工事 3,115千円増 ●公衆無線LAN設置工事 119千円増	429 ～ 450	149 ～ 150
文化財保護費	10,491,275		13,725,249		3,233,970	生涯学習課	●文化財保護事業 3,234千円増 ●ADAC作成料 ▲3,025千円 ●文化財保護・指定住所関係業務委託料 837千円増 ●寺町地区地籍調査 5,530千円増	453 ～ 455	151
集会所費	755,882		683,231		▲ 72,651	生涯学習課	●東飯戸井集会所施設維持管理事業 ▲73千円 ●用地衛生委託料 ▲111千円 ●草刈業務委託料 42千円増	455	—
公民館費	650,284,048		551,223,311		▲ 108,060,737	生涯学習課	●公民館運営管理事務 21,089千円増 ●図書料 ▲9,600千円 ●備品管理料 3,402千円増 ●図書資料管理委託料 731千円増 ●電気設備工事 17,490千円増 ●施設設備改修工事(中央公民館館内改修他) 6,762千円増 ●公民館諸品購入費 655千円増 ●郡山公民館改修事業 ▲272,404千円(令和6年度改修工事完了) ●北守谷公民館改修事業 139,854千円増(令和6年度～令和7年度改修)	455 ～ 459	152 ～ 153
図書館費	305,547,331		867,456,459		569,909,128	中央図書館	●図書館運営管理事務 ▲12,038千円 ●図書館主任員報酬 ▲1,992千円(0時～1,200円×6+1,340円×アップしたが、休館により人員削減) ●図書館主任員報酬手当 4,002千円増、臨時手当4,034千円増(期末・賞与 66 2,355円/年) 4,678千円増 ●子育て支援サービス ▲3,370千円(休館に伴い7月末で中止) ●ADAC準備利用料 ▲1,230千円(図書等が少なめで単価が低かった) ●賃借料(シスアス) ▲5,743千円(両クラス+真カリス) ●著作権料5,000千円増(休館対応により電子図書購入増) ●賃借料(その他) ▲1,032千円(コピー機、サイネージ、事務用複写機リース+6月分リースアップ) ●図書経費材料費 ▲10,000千円(5,000千円減額及び59,000千円(小・中・高津津別へ)) ●中学校図書館活動推進事業 5,339千円増 ●中学校図書部 3,562千円増(0時～1,200円×6+1,340円) ●中学校図書部手当 2,390千円増、臨時手当2,182千円増 ●中学校図書WEBサービス利用料 ▲1,144千円(導入料のMARC変換料分の減) ●賃借料(コンピュータ) ▲181千円(PCデスクトップからノートに変更) ●図書館施設維持管理事業 ▲14,343千円 ●光熱水費 ▲1,484千円、55燃料 ▲1,177千円、建物清掃 ▲6,192千円 ●空調設備保守点検 ▲763千円、BDS機器保守点検 ▲242千円 ●BDS機器保守点検 ▲1,347千円 ●中央図書館大規模改修事業577,153千円増 ●設計・監理・基本工事施設設計費減額了554・48年度減了分) ▲29,620千円 ●調査・分析委託料 ▲5,138千円 ●中央図書館大規模改修工事助成金 ▲573,400千円増 ●中央図書館用地購入費 7,404千円増 ●職員給与関係経費 4,513千円増	459 ～ 471	157 ～ 169
保健体育費	35,420,203	0.1%	37,775,561	0.1%	1,276,358				
保健体育経費	36,241,423		37,621,940		1,380,517	生涯学習課	●市スポーツ少年団補助事業 1,323千円増 ●スポーツ少年団補助金 1,200千円増 ●南平大会応援補助金 248千円増	471 ～ 475	154
体育施設費	257,780		153,621		▲ 104,159	生涯学習課	●学校体育施設開放事業 ▲104千円 ●高規格費 ▲41千円 ●スポーツ器具購入費 ▲69千円	475 ～ 477	—
小計(①+②)=A	5,190,966,542	14.1%	6,680,015,927	17.1%	1,498,049,385				
●国支出金③	17,740	0.0%	7,946,289	0.1%	7,928,540				
基金費(うち教育委員会管理分)	17,740		7,946,289		7,928,540				
教育文化振興基金費	17,740		7,946,289		7,928,540	学校教育課			
小計(③)=B	17,740	0.0%	7,946,289	0.0%	7,928,540				
合計(A+B)	5,190,984,281	14.1%	6,687,962,216	17.2%	1,505,977,925				

児童生徒数と1人当たりの費用



R7年度学校教育施設及び社会教育施設改修工事を除いた児童生徒一人当たりに対する教育費

小学校建設費		
内訳	大井沢小学校屋内運動場改修事業	438,110,750
	松ヶ丘小学校屋内運動場改修事業	459,056,400
	松前小学校校舎改修事業	9,100,000
	高野小学校校舎改修事業	3,828,000
		910,095,150
中学校建設費		
内訳	御所ヶ丘中学校校舎改修事業	6,000,000
	けやき台中学校校舎改修事業	881,244,980
		887,801,580
公民館費		
	郡川公民館改修事業	
	北守谷公民館改修事業	384,642,917
図書館費		
	中央図書館大規模改修事業	
	計	622,202,578
		2,804,759,225 ①
全体の教育関係経費－①＝		
	児童生徒数(107.5.1)	3,892,162,991
	1人当たり	5,971
		651,844

R6年度学校教育施設及び社会教育施設改修工事を除いた児童生徒一人当たりに対する教育費

小学校建設費		
内訳	大井沢小学校屋内運動場改修事業	43,848,721
	松ヶ丘小学校屋内運動場改修事業	7,535,000
		7,656,000
中学校建設費		
内訳	御所ヶ丘中学校校舎改修事業	1,295,870,010
	けやき台中学校校舎改修事業	702,347,000
		993,583,000
公民館費		
	郡川公民館改修事業	272,404,000
	北守谷公民館改修事業	245,700,000
図書館費		
	中央図書館大規模改修事業	45,050,000
	計	1,878,968,731 ①
全体の教育関係経費－①＝		
	児童生徒数(R6.5.1)	4,817,993,485
	1人当たり	6,044
		797,133

R5年度学校教育施設及び社会教育施設改修工事を除いた児童生徒一人当たりに対する教育費

小学校建設費		
		437,987,021
中学校建設費		
		489,287,071
公民館費		
	郡川公民館改修事業	163,137,330
	北守谷公民館改修事業	13,640,000
図書館改修設計管理委託料		
		16,430,000
	計	1,110,242,022 ①
全体の教育関係経費－①＝		
	児童生徒数(R5.5.1)	3,099,841,463
	1人当たり	6,075
		504,830

R4年度学校教育施設及び社会教育施設改修工事を除いた児童生徒一人当たりに対する教育費

小学校建設費		
		327,377,564
中学校建設費		
		819,511,249
学校給食センター改修事業		
		349,490,000
郡川公民館改修工事実施設計		
		5,995,000
	計	1,502,373,813
全体の教育関係経費－①＝		
	児童生徒数(R4.5.1)	2,860,497,043
	1人当たり	6,157
		454,848

〔教育委員会 学校教育課 所管〕

10010201 学校教育総務事務

決算書P. 379

【財源内訳】

(単位:千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	34,639	48,590	13,951	
国庫支出金				
県支出金	14	15	1	学校基本調査市町村交付金
地方債				
その他				
一般財源	34,625	48,575	13,950	

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

児童生徒が等しく教育を受けるための基礎的情報管理を行うとともに、学校運営及び教職員の健康保持増進について支援し、安定した教育の振興を図る。

【今年度の取組・評価・課題】

学校運営のための諸経費、会計年度任用職員(一般事務員)経費、学籍管理システム経費、教職員のメンタルヘルス健康調査、学校法律相談業務に係る経費等を支出した。

令和7年度からは、水泳授業の民間委託を小学校4年生まで拡大し、児童の泳力の一層の向上と、教職員の負担軽減を図った。

また、黒内小学校の児童提案による関東鉄道常総線のラッピングを実施した。

【今後の事業の方向性】

プール授業については、児童のより一層の泳力向上のため、令和8年度からは授業を委託する学年を小学校全学年に拡大するとともに、より効率の良い授業を実施できるよう、授業時間及び授業回数についても検討する。

また、学校会計年度任用職員の管理を効率的に行うため、令和8年度からは教育指導課所管の会計年度任用職員の管理を本事業に移管し、会計年度任用職員の勤怠管理の効率化を図る。



児童提案事業による関東鉄道常総線のラッピング列車

10010203 小中学校適正配置事業

決算書P. 383

【財源内訳】

(単位:千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	27,280	142,161	114,881	
国庫支出金				
県支出金				
地方債				
その他	20,674	142,161	121,487	ふるさとづくり基金繰入金、繰越事業費繰越金
一般財源	6,606		△ 6,606	

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

学校間での児童生徒数の偏在状況を是正し、中長期的に市内小中学校が適正規模で推移することを目指す。これにより、市内いずれの学校でも最適な学習環境を子どもたちに提供することができる。

【今年度の取組・評価・課題】

特定地域選択制度に伴うスクールバス運行を本格的に開始し、令和7年度は約60名の児童がスクールバスを利用した登下校を開始した。

黒内小学校の特別教室棟の整備が完了し、児童の学習環境を整えたとともに、特別支援学級分を含めた教室数を拡充し、児童の受け入れ態勢を整えた。

また、黒内小学校通学区地域検討部会を立ち上げ、黒内小学校の適正化方策を検討をした結果、通学区の変更は望ましくないという結果になった。

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
翌年度の黒内小学校の普通学級数 推計値と実績値の差	学級	-	2	2	2

【指標の動向】

黒内小学校の普通学級数は、対策を講じなかった場合の推計値では、令和8年度に37学級となると見込んでいたところ、特定地域選択制度と就学校変更制度の導入により、黒内小学校の普通学級数は、推計値より2学級減の35学級となった。

【今後の事業の方向性】

スクールバスは入学時から利用する者が大多数であるため、令和12年度までは新1年生の入学により利用者の増加が確実に見込まれることから、委託バスの規模や台数を順次拡大していく必要がある。

今後もスクールバスの安全な運行とともに制度の啓発に努め、黒内小学校の過大規模化の早期解消を図っていく。

乗降管理システムに対する苦情が多かったため、令和8年度から乗降システムを変更する。引き続き、関係各所と連携を取り、利用しやすいスクールバス運行に努める。



スクールバス

(写真は令和7年度運行事業者のバス車両)



郷州小学校バス停留所整備

10020203 小学校就学援助事業

決算書P. 421

【財源内訳】

(単位：千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	14,500	15,060	560	
国庫支出金	1,777	1,556	△ 221	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金
県支出金				
地方債				
その他				
一般財源	12,723	13,504	781	

報告	頁数
9号	41

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

1 要・準要保護児童就学援助費

経済的な理由で就学困難と認められる児童の保護者に対して、就学のために必要な費用の一部を援助することで、児童の就学機会を確保する。

2 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級就学のために必要な経費の一部を補助することで、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図る。

【今年度の取組・評価・課題】

令和7年度から就学援助の援助項目に新たに「PTA会費」を追加し、保護者の経済的負担をさらに軽減した。

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
就学援助費支給認定児童数	人	211	164	165	210
特別支援教育就学奨励費支給認定児童数	人	56	110	115	80

【指標の動向】

要保護児童生徒援助費補助金単価を基本とした支給額で教育費の支援を行うことができた。
支給認定児童数は、昨年度とほぼ同数となったため、成果は横ばいと判断する。

【今後の事業の方向性】

今後も国や他市町村の動向を注視し、適切な就学支援を継続していく。あわせて、学校と連携を強化し、支援を必要とする世帯へ確実に情報が届くよう、制度の周知徹底に努める。

10020311 大井沢小学校屋内運動場改修事業

決算書P. 423

【財源内訳】

(単位:千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	7,535	438,111	430,576	
国庫支出金		22,500	22,500	学校施設環境改善交付金
県支出金				
地方債		366,000	366,000	公共施設等適正管理推進事業債 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
その他	7,535	49,611	42,076	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源				

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

建築後30年以上経過した屋内運動場の長寿命化と教育環境の向上を図る。また、空調設備の設置を行うことで避難施設としての機能向上を図る。

【今年度の取組・評価・課題】

令和8年2月に工事が竣工した。屋根・外壁改修、床改修、空調設備新設、トイレ改修、照明改修、外構工事などを行った。

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
進捗率	%	-	20.00	100.00	100.00

【指標の動向】

令和8年2月に工事が竣工したことによる。

報告	頁数
9-号	42

【今後の事業の方向性】

令和7年度で大井沢小学校屋内運動場改修事業は終了となる。今後は適切な維持管理に務める。



着手前



完成

10020312 松ヶ丘小学校屋内運動場改修事業

決算書P. 423

【財源内訳】

(単位：千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	7,656	459,056	451,400	
国庫支出金		22,500	22,500	学校施設環境改善交付金
県支出金				
地方債		385,000	385,000	公共施設等適正管理推進事業債 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
その他	7,656	51,556	43,900	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源				

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

建築後30年以上経過した屋内運動場の長寿命化と教育環境の向上を図る。また、空調設備の設置を行うことで避難施設としての機能向上を図る。

【今年度の取組・評価・課題】

令和8年2月に工事が竣工した。屋根・外壁改修、床改修、空調設備新設、トイレ改修、照明改修、外構工事などを行った。

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
進捗率	%	-	20.00	100.00	100.00

【指標の動向】

令和8年2月に工事が竣工したことによる。

【今後の事業の方向性】

令和7年度で松ヶ丘小学校屋内運動場改修事業は終了となる。今後は適切な維持管理に務める。



着手前



完成

【財源内訳】

(単位:千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費		9,100	9,100	
国庫支出金				
県支出金				
地方債				
その他		9,100	9,100	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源				

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

建築後30年以上経過した校舎の長寿命化と教育課環境の向上を図る。

【今年度の取組・評価・課題】

改修工事を実施するための実施設計を完了した。改修工事中に使用するための仮設校舎賃貸借の入札を実施したが物価上昇や技術者不足の影響もあり不調となった。

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
進捗率(%)	%	-	-	20.00	60.00

【指標の動向】

令和7年度に実施設計を完了したことによる。

【今後の事業の方向性】

仮設校舎の賃貸借を契約締結することができなかったことから、児童数が減少して余裕教室が増える5年後を目途に、仮設校舎を使用せず、余裕教室を活用しながら改修工事を実施する方針に見直す。令和7年度に完了した実施設計は、改修工事の際に所要の補正を施して活用する。



松前台小学校校舎外観



廊下床 劣化状況

【財源内訳】

(単位:千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	14,590	16,325	1,735	
国庫支出金	482	759	277	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金
県支出金				
地方債				
その他				
一般財源	14,108	15,566	1,458	

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

1 要・準要保護児童就学援助費

経済的な理由で就学困難と認められる生徒の保護者に対して、就学のために必要な費用の一部を援助することで、生徒の就学機会を確保する。

2 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級就学のために必要な経費の一部を補助することで、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図る。

【今年度の取組・評価・課題】

令和7年度から就学援助の援助項目に新たに「PTA会費」を追加し、保護者の経済的負担をさらに軽減した。

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
就学援助費支給認定生徒数	人	103	117	111	110
特別支援教育就学奨励費支給認定生徒数	人	26	20	32	30

【指標の動向】

要保護児童生徒援助費補助金単価を基本とした支給額で教育費の支援を行うことができた。

支給認定生徒数は、就学援助で微減となったが、特別支援教育奨励費で増加となり、補助額は昨年度より増加したため、向上と判断する。

【今後の事業の方向性】

今後も国や他市町村の動向を注視し、適切な就学支援を継続していく。あわせて、学校と連携を強化し、支援を必要とする世帯へ確実に情報が届くよう、制度の周知徹底に努める。

【財源内訳】

(単位:千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	563,523	881,245	317,722	
国庫支出金	36,161	45,069	8,908	学校施設環境改善交付金
県支出金				
地方債	361,000	561,000	200,000	学校教育施設等整備事業債 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
その他	121,230	275,176	153,946	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	45,132		△ 45,132	

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

建築後30年以上経過した校舎の長寿命化と教育課環境の向上を図る。

報告	頁数
9号	45

【今年度の取組・評価・課題】

当初予定とおり令和8年2月に工事を竣工させた。工事では屋根・外壁改修、内壁・天井、床更新、エレベーター1台の更新、照明LED化などの工事を実施した。

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
進捗率	%	—	65.00	100.00	100.00

【指標の動向】

令和8年2月に改修工事が竣工したことによる。

【今後の事業の方向性】

仮設校舎を解体し、けやき台中学校校舎改修事業は終了となる。今後は適切な維持管理に務める。



着手前



完成

【財源内訳】

(単位：千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	317,354	362,728	45,374	
国庫支出金	63,688	72,053	8,365	子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)
県支出金	56,504	70,573	14,069	子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)
地方債				
その他	54,158	54,480	322	児童クラブ入所負担金
一般財源	143,004	165,622	22,618	

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

放課後帰宅しても、就労などにより保護者が日中家庭にいない小学生を対象に、児童の安心・安全な居場所を確保し、保護者の就労を支援するとともに、児童の健全育成を図る。

【今年度の取組・評価・課題】

共働き家庭の増加に伴う受入枠不足を解消するため、新たに黒内小学校の特別教室棟を「タイムシェア型」で利用した。また、令和8年度から松ヶ丘小学校図書室を利用するため、児童クラブ終了時に独立して施設管理ができるよう機械警備を分離したことで、新たな施設整備に掛かるコストを抑制しつつ迅速かつ安全な居場所を確保できた。

学校教育活動との円滑な共存を図る上では、詳細な運用ルールの定着と、他校へのさらなるタイムシェア展開を計画的に推進する必要がある。

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
児童クラブ設置数	支援	28	42	42	45
児童クラブ参加児童数	人/年	136,005	186,631	180,490	180,000
児童クラブ待機児童数	人	0	0	0	0

【指標の動向】

共働き世帯の増加に伴い利用ニーズは依然として高い水準にあるが、既存施設を有効活用する「タイムシェア型」の導入を推進したことで、受入枠を効率的に確保し待機児童ゼロを継続している。

【今後の事業の方向性】

引き続き、既存施設の有効活用による受入枠確保を継続し、学校との調和を図りながら、限られた財源下で効率的かつ持続可能な運営体制を確立する。あわせて、民設民営児童クラブとの連携を一層密にし、多様化する就労形態に応じた受け入れ体制の構築と、子どもたちが安全に過ごし、豊かな人間性や社会性を育む環境の整備に取り組む。



夏まつりの様子



学習時間の様子

【財源内訳】

(単位:千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	7,056	7,200	144	
国庫支出金				
県支出金				
地方債				
その他	12	24	12	駐車場使用料
一般財源	7,044	7,176	132	

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民やサークル・団体等に芸術文化活動の発表の機会を提供するとともに、昭和52年に設立された「市文化協会」に対する補助事業、県主導のアーカスプロジェクトへの参画や守谷市美術作家展の開催を通して、市民が身近に芸術文化に触れることができる環境の充実を図る。

【今年度の取組・評価・課題】

美術作家展でのワークショップ開催や北守谷公民館へのアートギャラリー新設により、市民と作家の交流を活性化させるとともに、アーカススタジオの小学校内への移転に向けた施設改修等の準備を進めたことで芸術環境を充実させた。

持続的な文化振興に向けては、文化協会の会員減少への対応や、次世代育成の観点から小中高生等の若年層の来場を促す魅力的な体験プログラムを拡充する必要がある。

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
中央公民館ホールを活用した芸術・文化事業開催数	回	15	58	74	50
文化協会事業開催数(共催事業を除く)	回	8	26	21	30
アーカスプロジェクト事業参加者数	人	1,010	647	825	1,500

【指標の動向】

中央公民館ホールの活用が活発化したことで事業開催数は増加したが、文化協会の一部部会の解散により協会事業数は減少傾向にある。一方でアーカスプロジェクトへの参加者は、レジデンスプログラムの増加により回復の兆しを見せている。

【今後の事業の方向性】

市民の自主的な芸術活動への支援や公共施設の特色を生かした事業展開を継続し、多世代交流の促進を図るとともに、アーカスプロジェクトとの連携により市民が気軽に芸術・文化に触れる機会を広げる。特に、若年層に向けたSNSでの情報発信や、学校教育と連携した鑑賞機会の提供を通じて、次世代の文化活動の担い手育成に注力する。



美術作家展ワークショップ



アーカスプロジェクト アーティスト・イン・レジデンス

報告	頁数
9号	48

【財源内訳】

(単位:千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	40,541	63,877	23,336	
国庫支出金				
県支出金	17,534	17,832	298	運動部活動地域連携再構築委託金
地方債				
その他	357	12,094	11,737	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	22,650	33,951	11,301	

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

国(スポーツ庁・文化庁)が示す令和5年度から令和7年度の改革推進期間を目途に、教職員の働き方改革を推進するとともに、子どもたちがスポーツ・文化等、一人ひとりのニーズや志向に応じて活動を選び、自主的・自発的に参加でき、安心・安全に活動できる環境づくりに取り組む。

【今年度の取組・評価・課題】

市スポーツ協会への委託を通じて、地域クラブ「MSCC(守谷スポーツ文化クラブ)」による指導者配置を拡大し、認定制度や推進プランを策定した。加えて、平日を含めた地域クラブの設立支援を行い、令和8年4月からの円滑な活動スタートに向けた体制を整えたことで、多様な活動機会の確保に向けた基盤を構築できた。

本格的な移行体制の確立にあたっては、平日の受け皿整備の加速とともに、指導者の質・量の確保に向けた安定的な財源を確立する必要がある。

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
休日の部活動に地域指導者を配置した割合	%	-	38.40	46.30	100.00

【指標の動向】

運動部を中心に休日活動への地域指導者の配置を順次拡大しており、指導者を配置した割合は令和7年度から向上し、目標達成に向けて進展している。

※全54部活動(運動部44部・文化部10部)のうち、25部活動の休日活動に地域指導者を配置。

【今後の事業の方向性】

国の改革実行期間(令和8年度～令和13年度)の方針に基づき、令和13年度までの完全地域クラブ化を見据え、認定地域クラブ制度の周知と運用面の整備を加速させ、部活動指導の専門性向上と教職員の負担軽減を同時に図る。また、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税の積極的な活用に加え、民間企業とのスポンサーシップ締結の可能性を検討し、受益者負担を抑制した持続可能な運営モデルの構築を目指す。



地域指導者による指導



地域指導者研修会

【財源内訳】

(単位:千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	41,459	55,240	13,781	
国庫支出金				
県支出金	7,564	11,091	3,527	放課後子供教室推進事業費補助金
地方債				
その他	3,243	4,718	1,475	放課後子ども教室事業保護者負担金
一般財源	30,652	39,431	8,779	

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

子どもたちの安心・安全な活動拠点(居場所)を設け、学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を育むとともに、地域コミュニティの充実を図る。

【今年度の取組・評価・課題】

令和8年度からの早朝の居場所づくり及び放課後チャレンジ教室の実証事業開始に向け、学校やPTA、委託事業者との協議・調整を行うとともにプレ教室を4回実施したことで、運用体制の基盤構築と課題抽出を行うことができた。

本格的な事業実施に向けては、指導員の確保や安全管理体制の徹底、さらには参加児童が継続して楽しめる多様な活動プログラムを安定的に提供する必要がある。

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
子ども教室開設数	教室	15	9	9	15
子ども教室参加児童数	人/年	283	9,062	15,978	42,750

【指標の動向】

児童クラブの利用増等の影響により、以前と比較し参加児童数は減少しているが、令和6年度は年度途中(9月)からの開始であったのに対し、令和7年度は年間を通じて実施したため、前年度比では参加者数が増加している。

【今後の事業の方向性】

令和8年度から開始する実証事業の効果検証を適切に行い、安全で質の高い居場所を提供し、地域住民や保護者と密接に連携しながら、多様なニーズに応える持続可能な運営体制の構築に取り組む。地域ボランティアの協力により、学校では学べない多様な社会体験や異世代交流を日常的に経験できる環境を強化する。



科学マジック教室



読み聞かせ

【財源内訳】

(単位:千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	10,491	13,725	3,234	
国庫支出金	4,707	3,195	△ 1,512	第2世代交付金
県支出金				
地方債				
その他	2,543	5,546	3,003	繰越事業費繰越金
一般財源	3,241	4,984	1,743	

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内に存する有形無形の文化財を保護し、未来に伝えていくとともに、文化財愛護や郷土理解の心を育む。

【今年度の取組・評価・課題】

ロゲイニングの開催やデジタルミュージアムへのキッズページ追加、はにわ作り教室等を実施したことで、幅広い年代の文化財愛護や郷土理解の意識を楽しみながら高めることができた。

資産の有効活用に向けては、単なる保存・継承に留まらず、地域の歴史的資産を現代のまちづくりや地域への愛着形成に資するよう積極的に活用する施策を推進する必要がある。

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
市内の指定文化財件数(有形)	件	20	20	23	21
市内の指定文化財件数(無形)	件	1	1	1	1

【指標の動向】

市指定有形文化財を新たに指定したことで、市内の指定文化財件数は増加しており、郷土の歴史を物語る資産の保護・管理が着実に進んでいる。

【今後の事業の方向性】

人類共通の財産である文化財の保存と活用の意識向上に努め、特に次世代を担う子どもたちが地域の歴史・文化に触れ、郷土への誇りと愛着を深められるような体験学習機会を継続的に提供する。デジタル技術を用いた展示や資料整備を検討し、市民のみならず市外からの来訪者に対しても守谷の歴史的魅力を広く発信する仕組みを整える。



新たに指定した市指定文化財(工芸品・絵画)

【財源内訳】

(単位:千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	140,399	161,488	21,089	
国庫支出金				
県支出金				
地方債				
その他	8,411	29,306	20,895	繰越事業費繰越金
一般財源	131,988	132,182	194	

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

多様化・高度化する市民の学習ニーズに対し、幅広い年齢層に学習機会の提供を行い、利用者が安全で快適に学習活動や趣味活動等ができる場所を提供する。

指定管理者による管理運営により、市民ニーズに効果的、効率的に対応し、民間能力の活用とサービス向上を図る。

【今年度の取組・評価・課題】

指定管理者による適切な運営管理のもと、各館の老朽設備の計画的な修繕をその都度実施したことで、満足度の高い水準で安全かつ快適な学習環境を安定的に提供できた。

改修事業の着実な実施に向けては、令和8年度から予定される高野公民館の改修に向けた実施設計の推進と、利用者活動への影響を最小限に抑えた工事計画を策定する必要がある。

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
延べ利用者数(4館)	人	74,083	142,138	150,547	209,000
公民館講座に満足している参加者の割合	%	96.70	98.40	94.17	98.00

【指標の動向】

改修工事に伴う一部休館があったものの、他館の活用等により延べ利用者数は前年度より増加しており、講座満足度も高い水準を維持している。

【今後の事業の方向性】

指定管理者による管理運営を継続し、市民が求める講座実施や備品調達等のサービス向上を図るとともに、高野公民館の機能改修工事を円滑に進める。従来の施設貸出に留まらず、低利用スペースの活用や新規利用層を呼び込む事業展開など、指定管理者の自主事業による収益創出を見込んだ提案を積極的に求め、管理経費の削減を目指す。

報告	頁数
9号	52

【財源内訳】

(単位:千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	245,796	384,650	138,854	
国庫支出金				
県支出金				
地方債	221,000	323,000	102,000	公共施設等適正管理推進事業債
その他	24,796	61,650	36,854	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源				

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

公民館個別施設計画に基づき、建築後25年経過した施設の機能改善を図り、快適な学習活動や交流の場を提供する。

【今年度の取組・評価・課題】

内装刷新やガスヒートポンプ(GHP)方式空調の導入による指定避難所としての機能強化、ギャラリースペースの新設等を工期内に完遂し、令和7年10月にリニューアルオープンできたことで施設価値を大幅に向上させた。

リニューアル後の安定運用に向けては、刷新された機能を最大限に活用した新規利用者の開拓と、長寿命化した設備を長く安全に使用するための適切な維持管理を行う必要がある。

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
進捗率	%	-	35.00	100.00	100.00

【指標の動向】

令和5年度の実施設計画に基づき工期通りに進捗し、予定していたすべての工程を完了させた。

【今後の事業の方向性】

改修完了により向上した施設の利便性をいかし、多世代が交流する地域コミュニティの核としての活用を促進するとともに、改善した設備を適切に保全し、市民が長く快適に利用できる環境を維持する。リニューアルを機に、地域住民が主体となる新たなサークル活動の立ち上げ支援や、新設ギャラリーを活用した地元アーティストとの連携企画を実施し、地域の文化発信力をさらに高めていく。



改修後の北守谷公民館



新設したアートギャラリー

【財源内訳】

(単位:千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	19,600	20,000	400	
国庫支出金				
県支出金				
地方債				
その他				
一般財源	19,600	20,000	400	

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民の健康増進と体力向上のため、各種運動競技の普及発展と競技力向上を目的に活動する市スポーツ協会の自主的な事業を支援し、市民交流とスポーツ活動の推進を図る。
また、市が主催するスポーツ大会やイベント等の業務委託、事業協力など体制強化を図る。

【今年度の取組・評価・課題】

組織基盤強化のため市職員1名を派遣して専従職員の育成を図るとともに、ハーフマラソン等の主催事業を活性化させたことで、スポーツ振興のパートナーとして組織を成長させ参加者増につなげた。
組織の自立化に向けては、収益事業の確立による安定的な自主財源の確保と、補助金に依存しない自立した運営体制を確立する必要がある。

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
協会会員数	人	1,484	1,748	1,612	1,900
協会主催事業参加者数	人	3,233	6,744	7,731	9,500

【指標の動向】

一部団体の解散等の影響で会員数は微減したものの、ハーフマラソンの参加枠拡充等の効果により、協会主催事業への年間参加者数は増加に転じている。

【今後の事業の方向性】

スポーツ振興の統括団体としての自立を支援し、各専門部会の活性化や新たな地域クラブの設立支援に取り組むことで、次世代の指導者・人材の発掘と持続可能な市民スポーツ環境の構築を目指す。

報告	頁数
9号	54

【財源内訳】

(単位:千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	2,198	3,521	1,323	
国庫支出金				
県支出金				
地方債				
その他				
一般財源	2,198	3,521	1,323	

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

各種競技の普及・発展、競技力向上と各少年団間の交流を目的に活動する市スポーツ少年団本部の自主的な事業を支援し、青少年健全育成と児童の体力向上に寄与する。

【今年度の取組・評価・課題】

県大会等への遠征費補助や指導者講習会の受講支援を継続し、公認資格取得を促進したことで、青少年の競技力向上と健全な育成環境を維持しつつ指導の質の向上を図ることができた。

活動の継続性を確保する上では、スポーツを楽しむことを重視する時代に即した新たな少年団活動の在り方を模索するとともに、団員確保に向けた支援を強化する必要がある。

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
市内のスポーツ少年団数	団体	23	21	21	21
団員数	人	547	539	504	650

【指標の動向】

少年団数は一定数を維持しているものの、スポーツ活動の選択肢の多様化により、団員数は減少傾向にあり、今後の活動継続に向けた団員確保が課題である。

【今後の事業の方向性】

引き続き、遠征補助等により青少年の活動意欲を醸成するとともに、広報やSNSを活用したPRを強化して団員確保を多角的に支援し、質の高い指導者の育成を通じて子どもたちが安心して競技に取り組める環境を維持する。



全国大会出場チーム(ハンドボール)

報告	頁数
9号	55

【財源内訳】

(単位:千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	3,648	3,001	△ 647	
国庫支出金				
県支出金				
地方債				
その他	156	220	64	各種スポーツ事業参加費
一般財源	3,492	2,781	△ 711	

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民のスポーツ・運動習慣定着化の促進及び個々の適性やライフステージに応じたスポーツの機会提供を行うとともに、市スポーツ協会や近隣自治体等との連携により、スポーツ推進体制の強化を図り、スポーツによる地域活性化に持続的に取り組む。

【今年度の取組・評価・課題】

親子向けの「あそびバ」や走り方教室、バラスポーツ体験を実施したことで、子どもの運動機会を創出し多様な競技への関心を高めることができた。

運動習慣の定着化に向けては、市民アンケート等で明らかになった運動習慣の少ない層をターゲットとした、気軽に継続できる新たな普及啓発施策を展開する必要がある。

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
スポーツ大会実施数	大会	4	9	9	9
スポーツ振興事業参加者数(守谷ハーフマラソン除く)	人	326	2,743	2,935	3,000

【指標の動向】

ニーズに応じたスポーツ教室や体験型イベントを継続的に開催した結果、事業への年間参加者数は着実に増加しており、市民のスポーツへの親和性が高まっている。

【今後の事業の方向性】

すべての年代が無理なく日常的にスポーツを楽しめるよう、ライフステージ別のプログラムを充実させるとともに、大会の市外開放による交流人口増加と、スポーツを核とした地域の活力向上を推進する。特に運動習慣の乏しい層に対して、日常生活の中で楽しみながら健康づくりに取り組める動機付けを強化する。



走り方教室



市民バレーボール大会

【財源内訳】

(単位:千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	8,000	8,000	0	
国庫支出金				
県支出金				
地方債				
その他	6,311	1,346	△ 4,965	ふるさとづくり寄附金
一般財源	1,689	6,654	4,965	

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

「守谷ハーフマラソン」への参加により、幅広い年齢層の人々に健康増進をもたらすとともに、全国からの参加者に市の素晴らしさをPRし、市のイメージアップや関係人口・交流人口の増加につなげる。

また、大会運営に多くのボランティアが参加しており、市民相互の交流を深める機会になっている。

【今年度の取組・評価・課題】

ふるさと納税型クラウドファンディングの活用や定員拡充をしたことで、過去最高水準のエントリーを記録し、市の知名度向上と地域活性化に大きく寄与できた。

大会の満足度向上に向けては、参加規模の拡大に伴って顕在化した荷物預かりの混雑や仮設トイレの不足といった、運営面におけるサービス品質を改善する必要がある。

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
ハーフマラソン大会エントリー数	人	-	5,197	6,184	5,000
運営スタッフ(ボランティアスタッフ含む)の数	人	-	793	815	800

【指標の動向】

参加定員の拡充と積極的な募集活動の結果、エントリー数は大幅に増加して目標値を大きく上回ったほか、運営を支えるボランティアスタッフも増え、市民一体となった大会運営が定着している。

【今後の事業の方向性】

地域経済の活性化や観光振興等のメリットを維持・発展させるため、運営上の課題解決と持続的な資金調達に取り組み、トンネル走行等の特色あるコースと市民のホスピタリティをいかした魅力ある大会運営を継続する。さらなる魅力向上のため、市内の飲食・商業施設で利用可能なクーポン配布や宿泊パックの開発を進め、滞在型イベントへの転換を図ることで、地域経済への波及効果を最大化させる。



ハーフマラソン(21.0975km)の部



1マイル(1.609km)の部

報告	頁数
9号	57

〔教育委員会 教育指導課 所管〕

10010302 教育支援事業

決算書P. 393

【財源内訳】

(単位：千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	5,525	6,540	1,015	
国庫支出金	1,845	706	△ 1,139	教育支援体制整備事業費補助金
県支出金				
地方債				
その他				
一般財源	3,680	5,834	2,154	

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

個に応じた教育支援や合理的配慮を行うことで、障がいのある児童生徒が、その能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、特別支援教育の充実を図る。

【今年度の取組・評価・課題】

児童生徒への適切な支援を行えるように、次のことに取り組んだ。

- ・未就学児、就学児の教育支援を充実させるため、年6回、教育支援委員会を開催した。
- ・定期的かつ要請に応じて、守谷市総合教育支援センター相談員と幼児教育施設や小中学校を訪問し、幼児、児童生徒の行動観察や支援に関する助言等を行い、障がい等の早期発見や保幼小中一貫教育の推進を図った。
- ・守谷市総合教育支援センターやこども療育教室と積極的に連携を図り、就学支援や教育支援を行った。
- ・「医療的ケア看護師」を配置し、医療的ケアを必要とする児童の生活介助及び体調管理を行った。
- ・特別支援学級数増加に伴い、児童生徒に適切な支援ができるよう担当教員に向けた研修（スキルアップ）を図っていく。

10010304 外国語教育推進事業

決算書P. 393

【財源内訳】

(単位：千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	108,203	112,141	3,938	
国庫支出金		2,001	2,001	デジタル実装型
県支出金				
地方債				
その他	16,723	13,927	△ 2,796	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	91,480	96,213	4,733	

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

「英語で発信し合える児童生徒」の育成を目指す。小学校では、1年生から英語に係るすべての授業にALTが参加し、英語に親しむ児童を育成する。小学校高学年では、オンライン英会話を行うことで、英語を話すことが楽しいと感じる児童を育成する。中学校では、生徒が英語で自分の思いや気持ちを伝え合う言語活動に取り組む際、特にALTを積極的に活用する。また、オンライン英会話を実施することで総合的なコミュニケーション能力の育成を図る。

【今年度の取組・評価・課題】

市内小中学校へのALT全校配置とオンライン英会話（小学校高学年及び中学校全学年を対象）の継続実施により、ネイティブスピーカーから直接英語を学ぶ環境を整備し、英語を話す機会を増やすことができた。これにより、コミュニケーションを楽しみながら学ぶ授業を展開することができた。

また、学習定着度を児童生徒が自ら振り返ることができる機会として、AIスピーキングテストを年間計画に位置付け、英語力のアセスメントテストとして実施したが、テスト結果（年2回）を日常的な児童生徒の学習の振り返りにつなげることができなかった。今後は、英語AIアプリの導入も視野に入れ、児童生徒の英語力向上のための取組を再検討していく。

報告	頁数
9号	58

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
英語活動・外国語活動を「楽しい」と感じている児童の割合	%	91.20	88.00	88.10	95.00
中学校3年時における英語検定3級以上の取得率	%	47.89	60.40	54.70	60.00

【指標の動向】

児童生徒の英語力は、全国や茨城県の平均を大きく上回る極めて高い水準にある。その理由としては、英語を楽しく学ぶことができる学習環境が整っており、独自の補助金制度なども機能していると考えられる。

しかし、令和7年度は「英検3級取得率」が△5.7ポイントと低下に転じている。この結果を踏まえ、各学校において、児童生徒に英検等の受検を促していくとともに、英語担当者対象とした市主催の研修を実施し、資格取得につながる4技能（話す力、聞く力、読む力、書く力）の育成を重視した授業改善を図っていく。

【今後の事業の方向性】

ネイティブスピーカーとの生きた対面交流を通して、外国語教育の目標である児童生徒の英語4技能の育成とコミュニケーション能力の向上を実現するため、ALTの全校配置は維持していく。

オンライン英会話やAIスピーキングテストについては、英語AIアプリの導入も視野に入れ、目標達成につながる各取組の役割と組み合わせ等を精査しながら、効率的に教育効果を最大限に創出できる環境整備について検討していく。

10010306 学習支援ティーチャー等配置事業

決算書P. 395

【財源内訳】

(単位：千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	58,511	68,379	9,868	
国庫支出金				
県支出金				
地方債				
その他				
一般財源	58,511	68,379	9,868	

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

小学校では、個に応じたきめ細かな学習指導や生活習慣指導を行うため、チームティーチング（担当教職員と学習支援ティーチャー）による指導の充実を図り、分かる授業を展開し、学力向上を目指す。

【今年度の取組・評価・課題】

小学校低学年の学級に、26名の学習支援ティーチャーを配置した。児童に寄り添い、個々のニーズに応じて支援することで、基礎的な学力の定着や学習習慣の確立につながった。今後は、支援ティーチャーの支援ノウハウを学校間で共有し、スキルアップ研修をさらに充実させることで、支援の質を組織的に担保していく。

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
学力診断テストにおける県平均との差(小学校:対象6年生)	ポイント	-	23.30	23.30	15.00
学力診断テストにおける県平均との差(中学校:対象3年生 R3より:対象2年生)	ポイント	-	31.80	39.60	35.00

報告	頁数
9号	59

【指標の動向】

県学力診断のためのテスト結果では、全教科で県平均を上回る結果となっている。学習支援ティーチャーを低学年に配置することで、幼小接続期における学習や生活のきめ細やかなサポートが可能となり、基礎的な学力の定着及び学習習慣の確立、不適応の解消につながっている。

【今後の事業の方向性】

児童の得意分野や課題を的確に把握し、理解度や進度に応じたきめ細やかな指導を行うと共に、学力向上に資する学習習慣の確立に向けた支援を継続する。

10010307 学校教育研究・研修事業

決算書P. 395

【財源内訳】

(単位：千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	50,982	54,931	3,949	
国庫支出金		1,887	1,887	デジタル実装型
県支出金				
地方債				
その他	46,383	46,382	△ 1	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	4,599	6,662	2,063	

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

教育研究や研修会により、教職員の資質向上を図る。

若手教員育成指導を行い、授業力向上や学級経営力向上を目指す。

教職員がICT機器の持つ特性を理解し、効果を最大限に発揮させることによって、児童生徒の新しい時代に必要情報活用能力の育成と確かな学力の向上を目指す。

【今年度の取組・評価・課題】

若手教員研修指導員の情報をもとに指導主事による個別面談を実施。授業や校務において生成AI活用を推進するため、ICT教育専門家を招いた教員向けの講演会や全校代表者を集めた実践研修会を開催した。さらに、専門家の協力のもと、生成AIを正しく利用するためガイドラインを改定した。ICT支援員は従来の授業支援、端末等の環境整備に加え、学校風土調査のデジタル化支援、タブレット端末の更新(入替え)作業、新たなプログラミング教材の導入、学習者用デジタル教科書共同研究の授業支援、情報モラルに関する授業支援を行った。課題として、市外から異動した教員等がGoogleWorkspaceを活用しきれていない現状があったため、活用研修が必要である。

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
ICT支援員 授業支援時数(小学校)	時間	1,700	1,060	1,112	1,200
ICT支援員 授業支援時数(中学校)	時間	900	384	385	900

【指標の動向】

教職員のICTの活用は進み、タブレット端末や各種システム的环境整備やメンテナンス業務の割合が増加傾向にあったが、生成AIの登場により、教職員から、ICT教育専門家や専門業者(Google認定パートナー企業)による研修や授業支援の要望があり、ICT支援員による授業支援の割合は横ばい傾向にある。

【今後の事業の方向性】

生成AIや教科書のデジタル化など、ICT教育環境は日々進化を続けており、今まで以上に、教職員への指導助言や環境整備を行う人材の専門性向上が求められる。限られた人的資源の中で、最大の教育効果を発揮できるよう、業務効率化を推進していく。

また、市全体の教職員の配置及び指導状況を鑑みると、計画的・組織的な校内研修、OJTなどによる人材育成と合わせて、指導員からの教職経験の浅い教職員(講師等を含む)に対する指導助言、学級経営などのサポートは一層需要が高まることが見込まれる。

報告	頁数
9号	60

【財源内訳】

(単位:千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	72,874	97,805	24,931	
国庫支出金	706	829	123	校内教育支援センター支援員配置事業補助金
県支出金				
地方債				
その他	32,096	52,565	20,469	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	40,072	44,411	4,339	

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

教育相談体制の再編成により、総合的な教育支援を可能にし、不登校やいじめ、生徒指導面で配慮の必要な児童生徒、特別な支援を必要とする児童生徒及びその保護者や教職員に対して、専門的かつ積極的な支援を行う。また、守谷市保幼小中高一貫教育の理念に沿って、支援を必要とする児童生徒に対して、発達段階に即した計画的・継続的支援を行い、学校教育の充実及び教育上の諸問題の解消を図る。

【今年度の取組・評価・課題】

令和7年度は、教育相談員、不登校対策指導員、スクールソーシャルワーカー及び校内フリースペース支援員を配置し、教育相談、学校・家庭への訪問支援、ケース会議等を実施した。また、市内全中学校及び小学校への校内フリースペース設置により、不登校や教室に入りづらい児童生徒への支援体制を強化した。

総合教育支援センターにおける相談件数は1,716件となり、相談体制の充実により、支援を必要とする児童生徒の早期把握及び継続支援につながった。一方、不登校率は3.98%と依然増加傾向にあり、相談内容も複雑化・多様化していることから、学校・家庭・関係機関との連携を一層強化し、未然防止及び早期対応を推進していく必要がある。

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
総合教育支援センターにおける各種相談の総件数	件	908	1,316	1,716	1,200
守谷市における小中学校全体の不登校率	%	2.10	3.58	3.98	2.00

【指標の動向】

総合教育支援センターにおける各種相談件数は、令和6年度の1,316件から令和7年度は1,716件へ約30%増加した。相談体制や校内フリースペースの充実等により、相談しやすい環境づくりや早期発見につながった。

一方で、令和7年度の小中学校全体の不登校率は3.98%となり、令和6年度から0.4ポイント増加した。引き続き、不登校の未然防止・早期対応と、一人ひとりの状況に応じた継続的な支援体制の充実を図る必要がある。

【今後の事業の方向性】

不登校児童生徒数及び教育相談件数は増加傾向にあり、相談内容も複雑化・多様化している。今後は、不登校の未然防止及び早期対応を一層推進するため、教育相談体制の充実を図るとともに、校内フリースペースやアウトリーチ支援、福祉・医療等との多職種連携を強化し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場を確保する。また、「学びの多様な学校」の設置に向けた検討を進め、不登校児童生徒の状況に応じた教育環境を整備することで、学力保障と社会的自立に向けた支援を充実させる。さらに、切れ目のない支援体制を構築し、「誰一人取り残さない学びの保障」の実現を目指す。



フリースペースの様子



フリースペース支援員・SSWによる会議及び研修会の様子



【財源内訳】

(単位:千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	1,277	771	△ 506	
国庫支出金				
県支出金				
地方債				
その他				
一般財源	1,277	771	△ 506	

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内小学校に在籍する小学校高学年の児童を対象に、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図り、学習に対する興味・関心を高める。

【今年度の取組・評価・課題】

令和6年度は、参加児童を2グループに分け隔週で実施していたが、令和7年度は1グループにまとめ隔週で実施した。児童に対して、指導員が共通理解、共通指導ができるように、児童に学習計画表を記入させた。毎回の教室後、学習記録の共有化を図った。

児童の学習意欲には個人差が見られるため、通常の学習会に加えて、児童の学習意欲を高めるための体験的な学習(理科実験・算数教室)を講師を招いて行った。思考を深める課題に対して、意欲的に課題に取り組むことができた。

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
勉強する時間が増えた児童	%	30.00	87.50	68.40	50.00
宿題を忘れなくなった児童	%	50.00	94.44	92.30	90.00

【指標の動向】

令和7年度は、令和6年度から継続参加の児童が多く、これらの児童は家庭での学習習慣が身に付き、学校からの宿題や自主学習に取り組む学習時間を確保できるようになっている。参加前と比較すると、家庭での学習時間の増加を実感する児童が減少したと考えられる。

【今後の事業の方向性】

継続参加児童が多く、新規による参加児童が少ない現状がある。参加児童を増やすためにも、参加を小学校4年生から3年生へ広げることを検討し、参加児童数を維持していく。

【財源内訳】

(単位:千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	114,756	120,655	5,899	
国庫支出金				
県支出金				
地方債				
その他	114,756	120,653	5,897	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源		2	2	

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

- 1 専門性を有する教職員が指導することにより、各教科等で主体的・対話的に深い学びを実現できる。
- 2 教科担任制を導入することで、学級担任の空き時間を確保でき、教材研究等を深く行うことができる。
- 3 専門性を有する教職員を市で勤務させることで、教員不足という課題を回避できる。

【今年度の取組・評価・課題】

小学校高学年の理科、音楽、図工において、17名の教科担任教員を配置した(理科9名、音楽4名、図画工作4名)。専科教員の展開する質の高い授業によって、児童の知的好奇心や学習意欲を高めることができた。
今後も欠員を生じることなく、安定的に専科教員を確保するため、雇用形態を任期付任用職員からフルタイム会計年度任用職員へ見直すことを検討した。

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
教科担任の授業が「楽しく、わかりやすい」と感じている児童の割合	%	77.60	94.00	96.00	85.00

【指標の動向】

専門的な知識と指導力をもつ教科担任教員によって、児童の知的好奇心を引き出し、より深い理解を促す授業を展開しているため、児童からの高評価につながった。
担任は専科教員が行う授業時間に、授業準備や教材研究を行うことができ、指導の質の向上と合わせて、働き方改革も推進することができた。

【今後の事業の方向性】

児童の学習の質を高め、教職員が働きやすい環境を整えるために、教科担任教員の雇用形態を任期付任用職員からフルタイム会計年度任用職員へ見直し、欠員が生じないよう人材確保に努める。

【財源内訳】

(単位:千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	135,426	148,199	12,773	
国庫支出金	1,654	5,286	3,632	ネットワークアセスメント実施促進補助金
県支出金				
地方債				
その他				
一般財源	133,772	142,913	9,141	

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

GIGAスクール構想により高速大容量通信ネットワーク、児童1人1台コンピュータを整備し、情報活用能力の向上を図り、多様な児童を取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを持続的に実現させる。

【今年度の取組・評価・課題】

市内小学校で利用しているインターネット回線を1Gbpsの回線から10Gbpsの回線に切替えたほか、ネットワーク通信強化機器を導入し、ネットワーク速度の改善を図った。郷州小学校、守谷小学校に試験的に外付けディスプレイを導入し、業務効率化を図った。専門家（守谷市生成AI活用推進プロジェクトアドバイザー）の指導助言により、生成AIを授業で積極的に活用した。

授業や校務において、生成AI等の先端技術の活用が求められているが、学校や教諭ごとに知識や意識に差があるため、平準化が課題となっている。

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
授業の中でICT機器をどの程度使用したか。週3日以上の割合(全国学力学習状況調査質問紙より)	ポイント	85.90	73.40	88.30	90.00

【指標の動向】

守谷市生成AI活用推進プロジェクトアドバイザーに、教職員向け生成AI活用実践研修、指導助言をいただき、授業での生成AIの活用を積極的に推進したことが主な要因として考えられる。

【今後の事業の方向性】

令和2年度に導入した1人1台のタブレット端末（教員用を含む）約4,500台（市内小学校分）を、令和8年度から2年をかけて県域で共同調達（更新）する。さらに生成AIの活用、教科書や各種校務のデジタル化と、学校のICT化、DXが加速している。それに伴い、データ通信量も増加傾向にあるため、市内小学校に設置しているネットワーク機器を更新し、ネットワーク速度の向上を図っていく。

10030204 中学校ICT環境整備事業

決算書P. 435

【財源内訳】

（単位：千円）

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	67,451	238,178	170,727	
国庫支出金	639	2,265	1,626	ネットワークアセスメント実施促進補助金
県支出金		84,333	84,333	公立学校情報機器整備事業補助金
地方債				
その他		44,114	44,114	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	66,812	107,466	40,654	

【目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）】

GIGAスクール構想により高速大容量通信ネットワーク、生徒1人1台コンピュータを整備し、情報活用能力の向上を図り、多様な生徒を取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを持続的に実現させる。

【今年度の取組・評価・課題】

生徒及び教員が使用するタブレット端末の入替えを行った。また、市内中学校で利用しているインターネット回線を1Gbpsの回線から10Gbpsの回線に切替えた他、ネットワーク通信強化機器を導入し、ネットワーク速度の改善を図った。専門家（守谷市生成AI活用推進プロジェクトアドバイザー）の指導助言により、生成AIを授業で積極的に活用した。

授業や校務において、生成AI等の先端技術の活用が求められているが、学校や教諭ごとに知識や意識に差があるため、平準化が課題となっている。

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
授業の中でICT機器をどの程度使用したか。週3日以上の割合(全国学力学習状況調査質問紙より)	ポイント	43.60	91.50	97.20	70.00

報告	頁数
9 号	64

【指標の動向】

守谷市生成AI活用推進プロジェクトアドバイザーに、教職員向け生成AI活用実践研修、指導助言をいただき、授業での生成AIの活用を積極的に推進したことが主な要因として考えられる。

生成AIの活用、教科書や各種校務のデジタル化と、学校のICT化、DXが加速している。それに伴い、データ通信量も増加傾向にあるため、市内中学校に設置しているネットワーク機器を更新し、ネットワーク速度の向上を図っていく。



生徒用端末納品の様子

〔教育委員会 学校給食センター 所管〕

10010404 給食提供事業

決算書P. 409

【財源内訳】

(単位:千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	644,161	688,494	44,333	
国庫支出金		32,743	32,743	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
県支出金				
地方債				
その他	310,524	308,781	△ 1,743	学校給食費納付金
一般財源	333,637	346,970	13,333	

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

栄養バランスの取れた給食の提供を通して、児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい理解と健全な食生活を営むことができる力を養う。

【今年度の取組・評価・課題】

令和6年度は予測を上回る食材費の高騰により、補正予算にて対応せざるを得なかった。
これを受けて、令和7年度は当初予算において物価高騰分を見越した計上を行い、また、国からの臨時交付金を活用し、予算の範囲内で事業を行うことができた。
今後も、栄養価を下げることなく献立を作成し、特別メニューなど見直し可能な部分を精査することで事業費の抑制に努めていく。

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
年間給食予定日数に対する実施日数の割合	%	89.76	100.00	100.00	100.00
調理機器のトラブルや食品衛生管理上の問題で一部の献立の提供を中止した回数	回	0	0	0	0

【指標の動向】

栄養バランスの取れた安心安全な学校給食を安定して提供していくことは第一の責務であり、今後も継続していくことが望ましい。
その実現のため、食材の確保、施設の維持管理、衛生的な調理、確実な配送などに努めていく。

【今後の事業の方向性】

給食は学校生活にとって欠かすことのできない事業であり、継続して、安全、安心、安定的に提供をしていかなければならない。

〔教育委員会 中央図書館 所管〕

10040501 図書館運営管理事業

決算書P. 459

【財源内訳】

(単位：千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	125,479	113,442	△ 12,037	
国庫支出金				
県支出金				
地方債				
その他	570	245	△ 325	図書資料売払代
一般財源	124,909	113,197	△ 11,712	

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民が必要とする図書や情報をいつでも容易に取得できるよう、資料の充実を図る。
 未来を担う子ども達が、読書に親しみ豊かな心を育むことができる読書環境の充実を図るとともに、学校との連携の下、児童・生徒の学習活動を支援する。
 また、市民との協働の下、生涯にわたる学びを支える機会と場を提供する。

【今年度の取組・評価・課題】

図書、視聴覚資料、雑誌及び新聞の収集・提供をはじめ、電子図書の貸出・閲覧や電子雑誌の閲覧サービスを継続した。あわせて、デジタルアーカイブにおいて過去の町勢要覧・市勢要覧を公開した。
 中央図書館大規模改修工事期間の休館に伴う対応として、令和7年9月からアワーズもりや3階に守谷駅東中央図書館臨時窓口を開設し、予約資料の受渡しなどのサービスを開始した。また、利用者への資料提供機会を確保するため、中央図書館所蔵の雑誌・新聞を公民館へ配置するとともに、もりりん中央2階の学習スペースを拡張し、可能な限りの学習環境の確保を図った。

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
市民一人当たり蔵書数(蔵書総数÷人口数)	点/人	6.7	6.5	6.3	6.5
蔵書回転数(貸出総数÷蔵書総数)	回/点	1.8	1.9	1.7	1.8

【指標の動向】

中央図書館の大規模改修工事に伴い、蔵書を詳細に精査し、適切な除籍を実施したことにより、蔵書数が減少したため、市民一人当たり蔵書数が0.2ポイント低下した。
 年度の前半は北守谷公民館図書室が、前年度に引続き臨時窓口の運営であったこと、更に令和7年8月25日から中央図書館が大規模改修工事による休館となったため、全館資料貸出数が減少し、蔵書回転数が0.2ポイント低下した。

【今後の事業の方向性】

令和8年度は、中央図書館の大規模改修工事に伴う休館が年度の10か月を占めることから、全館の資料貸出数の減少が見込まれる。しかしながら、今後も書籍・雑誌に加え、電子書籍やデジタルアーカイブを含めたあらゆる資料について、バランスの取れた蔵書構成の構築を進めるとともに、資料・情報の提供の充実を図る。
 さらに、リニューアル後の図書館においては、予約資料を含むセルフ貸出や座席予約システムの導入など、DXを推進することで利用者の利便性を向上させるとともに、快適な滞在空間を提供し、利用者満足度の向上を図る。

報 告	頁 数
9 号	67

【財源内訳】

(単位:千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	34,742	40,572	5,830	
国庫支出金				
県支出金				
地方債				
その他	72		△ 72	
一般財源	34,670	40,572	5,902	

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

令和元年度から実施している学校教育改革プランに基づく「中央図書館との連携による学校図書館の充実」を図るため、読書センター・学習センター・情報センターとしての機能充実に対する支援を行い、学校図書館の発展を図る。

【今年度の取組・評価・課題】

学校への団体貸出については、これまで学校から依頼のあったテーマを整理し、図書館休館中の一時的な措置として、単元ブックバックを休館前に整備した。令和7年9月から運用を開始した結果、業務の効率化と迅速な資料提供につながった。一方で、運用方法や資料内容については、今後も学校のニーズを踏まえ、随時見直しを行う必要がある。

また、中学生の読書率の低下改善及び小・中学校における読書活動の充実を図るため、令和6年度から運用している「タブレット版ぼけっと図書館」から守谷市電子図書館へアクセスできるよう、全小・中学校を対象に図書館システムとの連携・調整を行い、令和8年度から児童生徒が学校や家庭から電子図書館を利用開始できる環境を整備した。

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
貸出点数	点	187,897	278,448	333,413	250,000
学校図書館図書標準の達成学校数 (小・中学校合計13校中)	校	8	12	11	13

【指標の動向】

学校図書館の年間貸出数は、昨年度より増加した。読書活動の推進や学校図書館の利用促進に取り組んだ結果、貸出数が増加したと考えられる。

学校図書館図書標準の達成学校数が11校となり、昨年度から1校減少した。これは、一部の中学校において生徒数増加によりクラス数が増加したことに起因する。今後も学校図書館資料の充実を図るため、充足率を考慮した資料費の予算配分を実施する。

ブックトークにおいては年間42回から7回増加し、学校への周知が浸透してきた成果が出ている。

【今後の事業の方向性】

「タブレット版ぼけっと図書館」と守谷市電子図書館の連携を活用し、児童生徒が学校・家庭で読書に親しめる環境の充実を図る。また、令和9年2月に図書館がリニューアルオープンするため、今後もより学校のニーズに沿った幅広い団体貸出を実施し、学校支援機能の強化を図る。学校司書においては、選書・図書修理等の幅広い研修を行い、専門性向上を図る。さらに、令和8年度中に第五次守谷市子ども読書活動推進計画の策定を行い、読書活動の総合的な推進体制の整備を進める。



ブックトークの様子



学校司書修理研修の様子

【財源内訳】

(単位:千円)

	令和 6年度	令和 7年度	差	主な名称
事業費	45,050	622,203	577,153	
国庫支出金				
県支出金				
地方債		436,000	436,000	一般事業債
その他	45,050	186,200	141,150	ふるさとづくり基金繰入金、繰越事業費繰越金
一般財源		3	3	

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

老朽化した施設・設備の更新に加え、利用者ニーズを十分に反映した新たな空間・機能を備えた快適で魅力ある図書館への転換を図り、施設全体の機能等の向上を図る。

【今年度の取組・評価・課題】

仮使用申請を行い、既存棟の児童フロアに職員の執務スペースを設置した上で工事を開始した。事務エリアや一般フロアの改修、電気・設備工事を進めるとともに、増築棟工事では建て方(建物の主要構造物を組み立てる工程)が完了した。

【指標】

指標名	単位	令和 2年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		(基準値)	(実績)	(実績)	(目標値)
工事進捗率	%	-	-	25	100

【指標の動向】

課題等の整理及び解決に确实・迅速に対応し、令和8年11月末工事完了を目指して工事を進捗させた。

【今後の事業の方向性】

令和8年11月末の工事完了を目指し、残る区画の作業を安全に留意しながら進めていく。また、リニューアル後は安全で快適な利用環境を提供し、利用者満足度の向上に努める。



書架撤去後の一般フロア



増築棟基礎工事



改修中の一般フロア

報告第21号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙
のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年8月28日 報告

守谷市長 松丸修久

報告	頁数
-9号	70

専決処分書

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年7月9日

守谷市長 松丸 修久

1 和解の相手方

住所 茨城県守谷市

氏名 MOCO フェスタ実行委員長 高橋 孝造

2 和解の内容

(1) 事故発生日時

令和8年5月9日 午前10時00分頃

(2) 事故発生場所

守谷市中央地内

(3) 事故の概要

MOCO フェスタイベント最中、突風によりステージ上に設置してあった音響スピーカーが、市（けやき台中学校）の所有するトロンボーンに落下し破損、修復不能となった。

(4) 相手方からの損害賠償額

16,000円

報告	頁数
9号	71

議案第78号

財産の取得について
(令和8年度守谷市学習者用コンピュータ機器等購入)

次のとおり財産を取得する。

- 1 取得の目的 令和8年度 守谷市学習者用コンピュータ機器等購入
- 2 取得する財産 学習者用タブレット端末等 2,625台
- 3 取得金額 146,829,375円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
13,348,125円

- 4 契約の方法 随意契約
- 5 契約の相手方

住 所 茨城県つくば市春日一丁目3番地7

氏 名 日興通信株式会社 つくば支店
支店長 花島 徳哉

令和8年8月28日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

報 告	頁 数
9 号	72

提案理由（議案第78号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、守谷市立小中学校における、ICT教育等に使用する学習者用タブレット端末及び付属品について、既存端末の老朽化等に伴い令和9年度までの3年間で順次更新する計画の令和8年度実施分で、小学4年生から小学6年生の児童分、予備機分及び教職員分の計2,625台を取得するものです。

なお、納期限は、令和8年12月25日までとなります。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

報 告	頁 数
9 号	73

物品売買仮契約書

1. 契約の名称 令和8年度 守谷市学習者用コンピュータ機器等購入

2. 契約金額 ￥146,829,375-

うち取引に係る消費税

及び地方消費税の額 ￥13,348,125-

3. 納期限 令和8年12月25日

4. 納入場所 守谷市指定場所

5. 仕様 別紙 内訳書のとおり

6. 数量 別紙 内訳書のとおり

7. 契約保証金 免除

上記の物品売買について、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項により、売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約書は、甲がこの仮契約について守谷市議会の議決を得たときに本契約としてその効力を有する。ただし、否決されたときはこの仮契約書を無効とし、甲はその責を一切負わないものとする。

議決を得たときは、甲はその旨を乙に通知するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年 6月30日

発注者 甲

茨城県守谷市大柏950番地の1

守谷市長 松丸修久

受注者 乙

茨城県つくば市春日一丁目3番地7

日興通信株式会社つくば支店

支店長 花島 徳哉

報告	頁数
9号	74

